

産業建設委員会記録

○開催日時

令和2年12月18日 午前10時～午後4時

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長	森 満 晃	委員	塩 田 耕太郎
副委員長	宮 里 兼 実	委員	成 川 幸太郎
委員	大田黒 博	委員	坂 口 正 幸
委員	石野田 浩	委員	岩 切 正 之

○その他の議員

議員	瀬 尾 和 敬	議員	阿久根 憲 造
議員	井 上 勝 博	議員	犬 井 美 香
議員	帯 田 裕 達	議員	山 元 剛
議員	落 口 久 光	議員	溝 上 一 樹
議員	屋 久 弘 文	議員	山 中 真由美

○説明のための出席者

農 林 水 産 部 長	中 山 信 吾	観光・シティセールス課長	橋 口 浩 文
農 政 課 長	小 城 哲 也	ス ポ ー ツ 課 長	花 木 隆
農業振興グループ長	間 淵 道 信	国 体 推 進 課 長	田 中 英 人
畜 産 課 長	木 場 憲 司		
林 務 水 産 課 長	山 元 義 一	建 設 部 長	久 保 信 治
耕 地 課 長	山 内 哲 郎	建 設 政 策 課 長	内 田 俊 彦
六次産業対策課長	寺 田 和 一	建 設 整 備 課 長	鍋 倉 省 司
		建 設 維 持 課 長	中 島 弘 喜
商 工 観 光 部 長	古 川 英 利	都 市 計 画 課 長	香 月 貴 廣
商 工 政 策 課 長	末 永 知 弘	区 画 整 理 課 長	城 之 下 誠
施 設 課 長	堀 切 良 一	入 来 区 画 整 理 推 進 室 長	上 川 原 雅 之
専 門 職	堀之内 利 行	建 築 住 宅 課 長	南 忠 幸
交 通 貿 易 課 長	有 馬 眞 二 郎		
次世代エネルギー対策課長	田 中 道 治	農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 手 上 和 洋
観光・スポーツ対策監	坂 元 安 夫		

○事務局職員

事 務 局 長	道 場 益 男	課 長 代 理	久 米 道 秋
議 事 調 査 課 長	堀ノ内 孝	管 理 調 査 グ ル ー プ	堀之内 孝 充

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	農業委員会事務局
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	農 政 課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第7号の1 電源開発株式会社の「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業」計画に関する陳情 (所管事務調査)	林 務 水 産 課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	畜 産 課 耕 地 課 六次産業対策課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 政 策 課
議案第233号 倉野農村公園の指定管理者の指定について 議案第234号 藤本滝公園の指定管理者の指定について 議案第235号 里農村公園の指定管理者の指定について 議案第236号 山田農村公園の指定管理者の指定について 議案第237号 東郷藤川ふれあい交流公園の指定管理者の指定について 議案第238号 矢立農村公園「せせらぎの里」の指定管理者の指定について 議案第239号 桜渡農村公園の指定管理者の指定について 議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 整 備 課
議案第240号 道路メンテナンス事業川内河口大橋耐震補強(P5)工事請負契約の締結について 議案第241号 道路メンテナンス事業川内河口大橋耐震補強(P7)工事請負契約の締結について 議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 維 持 課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	都 市 計 画 課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予 議案第246号 令和2年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第247号 令和2年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	区 画 整 理 課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第248号 令和2年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	入 来 区 画 整 理 推 進 室
議案第242号 薩摩川内市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第243号 薩摩川内市営住宅等(甌島地域)の指定管理者の指定について 議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 築 住 宅 課
議案第210号 薩摩川内市工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について 議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	商 工 政 策 課
議案第211号 薩摩川内市総合運動公園施設維持補修基金条例の制定について 議案第212号 薩摩川内市コンベンション施設整備・運営事業契約の変更について 議案第213号 薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターの指定管理者の指定について 議案第214号 薩摩川内市榎脇総合運動場及び薩摩川内市榎脇屋外人工芝競技場の指定管理者の指定について 議案第215号 薩摩川内市東郷総合運動場の指定管理者の指定について	施 設 課

議案第216号 宮里体育館の指定管理者の指定について	施 設 課
議案第217号 港体育館の指定管理者の指定について	
議案第218号 冷水体育館の指定管理者の指定について	
議案第219号 亀山小屋外運動場照明施設等の指定管理者の指定について	
議案第220号 川内プールの指定管理者の指定について	
議案第221号 樋脇サンヘルスパーク及び薩摩川内市樋脇B&G海洋センターの指定管理者の指定について	
議案第222号 薩摩川内市東郷共同福祉施設の指定管理者の指定について	
議案第223号 薩摩川内市せんだい宇宙館の指定管理者の指定について	
議案第224号 薩摩川内市上甌県民自然レクリエーション村の指定管理者の指定について	
議案第225号 薩摩川内市祁答院生態系保存資料施設の指定管理者の指定について	
議案第226号 唐浜臨海公園の一部の指定管理者の指定について	
議案第227号 瀬尾観音三滝キャンプ場の指定管理者の指定について	
議案第228号 薩摩川内市とうごう五色親水公園の指定管理者の指定について	
議案第229号 薩摩川内市川内港待合所の指定管理者の指定について	
議案第230号 薩摩川内市高速船ターミナルの指定管理者の指定について	
議案第231号 薩摩川内市中甌地域活性化施設の指定管理者の指定について	
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	交 通 貿 易 課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第232号 川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業 次世代エネルギーシステム整備工事請負契約の変更について	次世代エネルギー課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	観光・シティセールス課
	ス ポ ー ツ 課
	国 体 推 進 課

△開 会

○委員長（森満 晃）ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、1名からの傍聴の申出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△農業委員会事務局の審査

○委員長（森満 晃）それでは、農業委員会事務局の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）まず、議案第244号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○農業委員会事務局長（井手上和洋）予算に関する説明書の62ページをお開きください。

6款1項1目農業委員会費の補正は135万8,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響による旅費等の減額が主なものでございます。

歳入につきましては、予算に関する説明書の30ページをお開きください。

16款2項4目1節の農業費補助金のうち、農業委員会分は、農地等買収売渡事業受入に伴います交付金4万5,000円の増と農業委員会補助金の事業費確定に伴います26万2,000円の減額補正でございます。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。ここで、議案第244号の審査を一時中止しま

す。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○農業委員会事務局長（井手上和洋）産業建設委員会資料の5ページをお開きください。

農業委員及び農地利用最適化推進委員について御説明させていただきます。

5ページから6ページに添付の農業委員会だよりにつきましては、今年5月1日から農業委員及び農地利用最適化推進委員の選出方法等が変更となった新制度になって2期目となります。農業委員19名及び農地利用最適化推進委員21名を各地域ごとに紹介させていただきます。

別府生次会長をはじめ、このメンバーで薩摩川内市の農地法に基づく許認可の審議、農地利用の最適化等に取り組んでおりますので、よろしくお願いたします。

なお、任期は3年間で、令和5年4月30日までとなっております。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）太陽光発電施設に係る農地転用実績について、お伺いたします。

今まで、この農地転用については、大分少なくなってきたように記憶しているんですが、この10月、11月の実績を見ますと急激に増えているんですが、これは何か特殊な開発かなんかあるんでしょうか。

○農業委員会事務局長（井手上和洋）農業委員会の事務局としまして確認しているところでは、パネルのほうの価格が安くなったということで、小規模の件数が増えているところでございます。

○委員（大田黒 博）別件ですが、今、市内の各地区で人・農地プラン話し合いが行われておりますけれども、農業委員の方々が多数出席でございます。

10年後を見据えた、それぞれの農地をどうしたらいいかという話し合い等でございますけれども、この人・農地プラン等においては、大変重要な協

議とは思っておりますけれども、農業委員の方々がその担当地域に出向いて、それぞれの意見等を把握されていると思っておりますけれども、どういふふうな形でそれを吸収して、また今後につなげていくのか。何か思いがあれば教えていただけませんか。

○農業委員会事務局長（井手上和洋）農業委員及び農地利用最適化推進委員は、会議に出席できない農業者の代弁者として、日頃の総点検活動等で得た情報提供や、コーディネーター役として助言等を行い、話し合い活動がスムーズにいくように協力させていただいているところでございます。

今後におきましても、総点検活動等に取り組み、地域の情報収集、農地の集約、集積に努めるとともに、農地の課題等は日々変化していきますので、問題解決に向けての話し合い、人・農地プランの見直し等に積極的に参加して、地域の農地利用の最適化・有効利用につながるよう活動していくこととしています。

○委員（大田黒 博）少し意見等でいろんな人・農地プラン等は出ておりますけれども、一番問題になるのが、耕地課における暗渠排水、そしてまた、鳥獣被害の問題等が出ておりますけれども、それ等においては、また所管で確認をしたいと思っておりますけれども、その辺りがまた農地の転用等においては農業委員会なのかなと思っております。

ただ、農業委員の方々が、そういう意見等を聞いて、やはり農政に対しての、全体を含めた農業委員の立場であられますから、ぜひ、農業委員の方々がそういう農業のこれからの農地・人プランにおけるそれぞれのものを農業委員の方々が把握され、まず、活用していただければ、今後の農地関係で農業委員の立場として、それぞれの活躍ができるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひそういう会に頻繁に出ていただいて、活用していただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

以上で、農業委員会事務局を終わります。

△農政課の審査

○委員長（森満 晃）次は、農政課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市 一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○農政課長（小城哲也）予算に関する説明書の62ページをお開きください。

6款1項2目農業総務費でございます。

農業総務費では、職員手当などは実績による増額補正をするものであります。

その下の修繕料は、本年台風10号により被災を受けました農政課所管施設であります2施設です。

下甌農産物加工センターでは、アルミ引き戸修繕、取替修繕と窓ガラスの破損修繕及び鹿島物産加工センターでは、空調機と室外機が破損したことから、漏電防止のため、早急に引込板と配電盤の撤去と修繕を要するため増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。

農業振興育成事業費では、まず農業経営支援給付金は、新型コロナウイルス感染の影響により、深刻な影響を受けた市内の花き農家への支援金支給が、終了したことから減額するものでございます。

続きまして、鳥獣害対策実践事業補助金は、鳥獣による農作物被害の軽減を図るための推進事業、その下の支援事業・整備事業を併せて実践するものであります。

まず、推進事業費は、被害防止対策研修会の開催や、被害状況調査などのソフト事業であります。その下の支援事業は、市単独事業で、整備事業実施地区に対する賃金などに係る事業費であります。

その下の整備事業は、ワイヤーメッシュ柵の設置で、今回1地区の事業を実施しました。今回の鳥獣害対策実践事業補助金に係る3事業の減額の主な理由は、事業に変更が生じたことや、入札執行に伴い事業費が減少したことと、事業を希望し

ていた1地区における事業実施が困難となったため、推進事業費、支援事業費、整備事業費において減額するものでございます。

続きまして、63ページをお開きください。

産業祭開催事業補助金は、令和2年11月開催予定の薩摩川内市産業祭&JAフェスタが、新型コロナウイルス感染防止のため中止となったことから減額するものであります。

続きまして、中山間地域等直接支払交付金であります。

この制度は、農業の生産条件が不利な地域におけます農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、昨年度まで42の集落協定が取り組まれていましたが、令和2年度から新たな5年間の第5期対策へ移行したことで、33集落の取組協定となり、減額するものであります。

続きまして、経営転換協力金は、農地中間管理機構に対しまして農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的としており、今年度農地集積を推進する中で、二つの地区が農地中間管理事業の交付対象となることから、当初計画を上回ることが見込まれるため、増額をお願いするものであります。

続きまして、5目園芸振興費でございます。

園芸振興育成事業費において、薩摩川内市農産物販売促進協議会負担金は、地産地消費地との情報交換や消費宣伝活動を行い、有利販売につなげるとともに、農家所得の向上と経営安定、産地体制の強化など、地域農業の総合的な発展と生産性の高い農業の確立を目指すために、各品目部会長、関係機関で組織します協議会に対する負担金において、新型コロナウイルス感染症のため、消費地会議をリモート会議に切り替え実施するため、当初計画していた内容を変更したことにより減額するものであります。

次に、歳入予算について説明いたします。

予算に関する説明書の30ページをお開き下さい。

16款2項4目1節農業費補助金のうち、鳥獣被害対策実践事業補助金は、先ほど歳出で説明いたしました県補助金を減額するものであります。

続きまして、その二つ下の機構集積協力金は農地中間管理事業に係る機構集積協力金の増額に伴い、増額するものであります。

続きまして、下段の中山間地域等直接支払交付金は、先ほど歳出で説明いたしました、令和2年度から新たな5年間の第5期対策へ移行したことに伴い、県補助金を減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたしますので、予算に関する説明書の7ページをお開きください。

6款1項農業費、事業名は、下甌農産物加工センターアルミ引き戸取換修繕事業の387万2,000円は、先ほど歳出において説明いたしました農業総務費に係る修繕料で説明いたしましたが、年度内の修繕の完了が困難なため、翌年度に繰越しを行うものであります。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）先ほど中山間地域直接支払交付金が33地域に新しい制度で減って減額になっているんですけども、その対象から外れた地域の農業振興策ということについての影響は特にないんですか。

○農政課長（小城哲也）先ほど申しましたのも見直しがございます。特に地域の見直しと、あと減少となったのが、やはり高齢化とか、そういったのによりまして減少したのもございまして、特に、地域の作業等につきましては、これからもまた状況を見ながら指導等に当たりたいと思っております。

○委員（成川幸太郎）これから様子を見ながらというのは分かるんですけど、今現状とにかく外された地域があるわけですね、対象から。それに対して支払交付金は出ないわけですね。ということは、そのことがなったために、その振興策がまた衰退してしまうと、放置されるということはないのか、そういう影響はないのかなということをお心配しているだけです。

○農政課長（小城哲也）やはり補助金がなくなるということで、そういった心配は、懸念はしております。

○委員（成川幸太郎）それに対する市として

何か打つ対策というのは何か考えてはないんでしょうか。

○農政課長（小城哲也）今のところ即答できるところはございませんけど、また、地域に入りまして、ほかの何か活用できないものか、また、協議できればと思っておるところでございます。

○委員（成川幸太郎）そういったところが苦勞されると思うんで、ぜひ相談に乗っていい方法があれば、対策を講じていただきたいと思います。よろしく願います。

○委員（大田黒 博）ここの62ページに、農業振興費で鳥獣被害の補助金等が出てきておりますが、鳥獣被害においては、農林水産のほうかなと思っておりましたけど、ここで聞きましてよろしいでしょうかね。

○農政課長（小城哲也）農作物を守ります被害を軽減するものであれば。

○委員（大田黒 博）国からの補助金で各地域で狩猟等の組合の方がおられたり、さっき出ましたメッシュの柵においての国からの補助金等においては、ここでいいですか。または、その所管のほうがいいですか。

○農政課長（小城哲也）今ございましたメッシュにつきましては、農政課で回答いたします。

○委員（大田黒 博）鳥獣被害を含めてメッシュのずっと鳥獣被害等において、イノシシ、鹿が増えてきておることですけれども、苦情があって、我々にも電話が来るのが、とにかく鳥獣のわなを含めて、イノシシのわなを含めて、頭数が減ってきておるんですけれども、五、六年前は1,000頭クラスでしたですけれども、今は6,000頭、7,000頭の被害額と聞いております。

一生懸命捕獲をしないと農作物に被害が入るわけですから、一生懸命されているんですけれども、国からの補助が1頭につき6,000円ですかね。プラス1,000円の7,000円。

○農政課長（小城哲也）そちらの捕獲のほうにつきましては、林務水産課のほうになります。

○委員（大田黒 博）メッシュまで関連があるからいいと言われたので質問するんですよ、メッシュまでの関連で。いけないんですか。所管のほうがいいんですか。

○農政課長（小城哲也）メッシュだけに限れば、こちらでお答えいたします。防護するほうであれば。

○委員（大田黒 博）農政課があわせて、そういうものをメッシュを含めて、国からの補助をしっかりと守りながら、その捕獲に対しての農業を遂行する方々にその被害が出ないようにするのが農政課でしょう、ですよ。

だから、そういう補助金が打ち切られたり、捕獲をしても6,000円プラス1,000円の7,000円の補助金がなくなったりするのは、どうにかできないんですかという質問です、メッシュを含めて。

○農政課長（小城哲也）メッシュのほうにつきましては、今後もまた地元の要望等があれば応えていきたいと。

あと、額につきましては、捕獲単価につきましては、林務水産課ともまた話しなければいけないと思っておりますけど、捕獲につきましては、また、林務水産課で、頭数に対するお金や補助金は、そちらで回答していただきたいと思っております。

○委員（大田黒 博）部長にお聞きしますけれども、やはり50億円の国からのそういう鳥獣被害に対する国が多過ぎて、捕獲をしても補助金が出ないと。そういうのに対して、メッシュがいいのか、あるいは、鉄砲でとったほうがいいのか、そういう問題になった形での皆さん苦慮されているわけですよ。その辺を国に対して、県に対して、そういう困り事ものを集約して確認——国に確認しながら、そういう補助等はしっかりと要請できませんかということですが、どうでしょうか。

○農林水産部長（中山信吾）今、市のほうでは、鳥獣被害対策については、農政課のほうでは農地を守るという観点から、農地を保護するという観点から、ワイヤーメッシュとか、あと電気柵の設置とか、そういう取組をしております。

今度は、個体数を減らすという観点から林務水産課のほうで鳥獣被害、有害鳥獣の駆除というのをやっています。

私たち農政課では、言い忘れましたが、市民の皆様方と、これはワイヤーメッシュを設置したり、それから、個体数を減らしたりということと、

あわせて、市民の皆様と一緒に寄せてあげない、いわゆる里山に、山から里に下りて来ないようにするためには、このワイヤーメッシュ柵と個体数を減らすだけじゃ足りませんで、基本的なところは、その鳥獣が里山に下りて来ないという対策、例えば、柿なんかをそのままにしておくと、そこに下りてくるわけで、そういうのをやらないといけないということで、今、特に力を入れているのは、そういうことで、住民皆さんで寄せてあげない、下りて来ないような対策をやりましょうというところにも重視をしているところでございます。

当然、その言いました農政課のワイヤーメッシュ柵のほうについても、要望に応えるべくやっているわけでございますけれども、今回のこの補正予算につきましては、地域で大規模な取組をしようということで取り組んでいたところですが、地域での話し合いがなかなかまとまらなかったということで内示やら受けたのを実際、実施することができなかったのも、こういう返納せざるを得ない。

数字だけ見られると、もったいないことをしたなというふうな御指摘になるかと思っておりますけれども、そういうことで御理解をいただきたいと思っておりますし、鳥獣被害につきましても、この被害というのは全国的なレベルで進んでいるところでございます。我々としましても、そういう中で1頭でも多くの予算を頂くように、要望というのは、個体数を減らすというところでも要望活動等はしているところでございますし、あわせて、それぞれの自治体だけではなくて、広域的なこの有害駆除の取組ができないかとか、そういうところも併せて関係団体等とも協議をしているところでございますので、これにつきましては、今後も積極的に進めていきたいという姿勢であります。

○委員（大田 黒 博） 分かりました。そういう形で、大変難しい問題ですよね。やっぱりそれだけ増えてくると、どうしたらいいか。草葉にイノシシが巣をつくる、それをきれいにすると。そこにまた芽が生えてくると、それを鹿が来て、その新芽を餌にすると、そういうことが意見として出ますよ、人・農地プランにおいては。

ただ、そういうのを今部長が言われた、ずっと

クリアしていくには大変なことだと思っているんですよ。ただ、それを中山間直接支払の費用に使用しながらでもやれる、そういうのを今説明しながらやっておられるわけですね。

だから、大変難しい問題かとも思っているんですけども、そういうのを今言われたように、少し県に、国に現状を把握してもらって、少し強く、国、県に要望していただきたいと思っている。

それと、あと一つ、課長、メッシュにおいて、やっぱり意見が出ているのは、メッシュのその下、草場のところにメッシュを張りますよ。そうしたときに、ちょっとした災害で下が崩れたりすると、そこから鹿とかイノシシが入らしいんです。一回入った鹿は、そこの中を荒らして大変だというのが、やっぱり出ているんですよ。

だから、そういうのをしながら、そんなら、草を防護するシートがあったりしますよと。そういうのをしたり、コンクリートを張ったりして、そのメッシュを張られたほうがいいんじゃないですかという意見ですので、その辺はよく把握されてメッシュの扱いまた検討していただければありがたいのかなと思っておりますので、これ要望です。

○委員（石野田 浩） 今、部長の話の中で、地域の話合いがうまくいなくて事業を中止したという話がありましたよね。申請のときに、ある程度、そういう話合いもされているはずなんですよ、申請出す時点で。それは、何でそういうふうになったのかちょっと説明してください。

○農林水産部長（中山信吾） 当初は、当然おっしゃるように、地域でまとまる予定で、財政的には。そういうまとまりが見込まれたので要望したところでしたけれども、最後になって個別に協議をしていく。いわゆる地域全体の方の理解が要るわけですので、当市はおおむね理解を得られていたところではございましたけれども、細部に個々に入ったところで、どうしてもまとまらない案件が出てきたと、御理解いただけなかったということで、今回は断念せざるを得なかったという状況になったところでございます。

○委員（石野田 浩） その主な原因は、どんな意見ですか。細かく言う必要はないけど。それは、最終的にまとまらなかったということは、何か大きい問題だと思うんだけど、どういう問題が

あったんですか。

○農政課長（小城哲也）当初、ある地区で、もう話が進んでおったようでございます。その中で、いざ事業に入ろうというときに、また地区全体に説明を、全員に、もうここ困うもんですから、その中で一部の方々がちょっとできないというような形で事業が進まなかったというのが主な理由でございます。

あとまた詳細につきましては、グループ長のほうに回答させます。

○農業振興グループ長（間淵道信）詳細につきまして、ワイヤーメッシュ柵の設置につきましては、集落で合意形成をとる必要がございます。そういった中で設置については、やはりその土地の耕作者、または、所有者の方から同意を得たりとか、そういった細かい部分も出てきます。

そういった中で、事業を進める中で、実際、皆様の集落の合意形成が得られなかったというようなどころでございます。同意等が得られなかった。また、今回の事業につきまして、その準備が整わなかったというようなどころでございます。

○委員（石野田 浩）私が言うのは、何でそういう大きい問題なのにまとまらなかった、まとまらなかっただけで済ませているのか。具体的なことは、どういうことがあったのかということ。それがないと、せっかくついた予算をほごにすることないんじゃないの。

○農政課長（小城哲也）実際、集落の中で、本来ならばまとまってあげるのが通常の事業の在り方なんです、その中で、いざやろうと進んでいく中で、やはり反対者が出てきたと。こういっていいのかどうかあれですけど、集落の合意がまとまらなくて、事業を断念せざるを得なかったということです。

○委員（石野田 浩）単純にまとまらなかったと言われても、ほかの地域もやっぱりそういうものをまたやりたいという地域もあるわけですよ。そういう中で、どういうことが問題なのかなというのを、やっぱり検証しておかないと、同じことを何回も繰り返したって何にもならないわけだから。

誰が言ったということと言わなくていいわけだけれども、どういうことが一番その反対の理由に

なったのかというのを聞いている。個人的になりました、なりましたと言うけど、その個人がうちの田んぼは通らせないとか、あるいは土手は使わせないとかというのがあったのかということですね。

○農政課長（小城哲也）一応、一番大きなものが、事業実施に当たっての負担金ですか。それと、設置につきましては、自分たちで行わなければならないということで、そちらの負担もあるということで、できないという方も出てきたところが事実でございます。

○委員（宮里兼実）今いろいろ委員のほうからもございましたけれども、これは毎年毎年、この委員会ごとにこの鳥獣被害というのは、いろんな意見を出すわけでございますけれども、やはり今、石野田委員のほうからの質疑に対しても、やはりこの山間地域、それこそ過疎地域からのこれは要望であって、もう毎年毎年減るということはないわけですから、このいろんな反対意見もあろうかと思う。今、話も出ましたけれども、やはりこれは地域的にその集落ごとに個人個人でなくして、もう少し個人個人でやっても、結局、集落、ゴールド集落が3分の2の補助がとか、ゴールド集落でないところは、まだ3分の1とかという補助の枠が決まっておる。そしたら、だんだん年をとってくれば、個人的にはもう無理なところもあって、もうやめざるを得ないと。その補助がそれこそもう全額補助でしてくれたら、また一番いいんだけどという人も、農家もございますけれども、やはりこういったのは、個人でするんじゃないで、そのもう集落ごと、地域的に補助もそんな、今回も補助の減額というのもありますけれども、もう少しこれも思い切った補助を出してやって、個人でするんじゃないで、地域でやっていくというようなことをしていかないと、毎年毎年同じような繰り返して、少ない予算で、はいこれだけでやりなさいよと言うたって、ただ、殺すわけじゃないわけですから、どっかほかに行けと追い払うようなものであって、それは頭数が減るわけじゃないし、増える一方ですから、過疎地域は、全て作物はつくることはできないというようなことで、その堂々巡りで、だんだんと過疎地域は一段と輪をかけたような過疎化が進んでいく、作物をつく

る人もいないというようなことで。

何年こういう意見が出てくるか分からないわけですから、フェイスブックで見れば、イノシシが荒らしたところのそれこそフェイスブックに出してありましたけれども、やはりそういったことで、もうちょっと予算を上げてもらって、本当にそろそろしていかないと、そういった考え方を個人だけじゃなくして、考え方を変えていかないと、減るものではない、増える一方。そういうことも検討してみてください。

○農政課長（小城哲也） 今ございました、そういった今後の在り方につきましても、今、説明会に入っております人・農地プランの関係で、5年、10年先を見据えた形でいろいろな意見を出していただいて、集約して、どうやって今後の農地を守っていくのか。

先ほどの集落協定のところでもございました。そういったものを踏まえまして、地域の話し合い活動、そちらでまたいろいろ知恵を出して、出た意見に対して我々も検討してまいりたいと思っております。

○委員長（森満 晃） ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○農政課長（小城哲也） 薩摩川内市におきます令和元年度の主要農産物の生産状況について説明させていただきます。

産業建設委員会資料の1ページをお開きください。

令和元年度におきます農畜産物生産額は153億6,272万7,000円の実績となり、そのうち農産物につきましては33億7,188万7,000円、全体の21.9%の実績となりました。

次に、資料の2ページをお開きください。

令和元年度におきます主要農産物の生産状況について、農協共販分の実績をお示ししております。

品目の欄では、いちごからその下のミカンまでの8品目が本市の重点品目であります。その下のゴーヤーからは、本市における推奨品目でございます3品目について、平成29年度からの生産状況をお示ししております。

その中で、主に生産量と販売額の増減が大きな品目の内容について説明させていただきます。

いちごにつきましては、全国的に品薄状態が続いたことから単価高で推移し、販売額は前年を上回りました。

ごぼうにつきましては、土壌病害虫の影響により、生産量が減少したことと、青森県産が豊作により加工用が青果用に回ったことにより単価安となり、販売額は前年より減少しました。

らっきょうにつきましては、全国的な供給過多により、単価安となり販売額は前年より減少したところです。

茶につきましては、摘採時期の冷え込みや日照不足による品質低下により単価安となり、販売額は前年より減少しました。

ミカンにつきましては、裏年と、冬場の高温による腐敗果の発生により生産量が減少したことから、販売額が前年より減少しました。

ゴーヤーにつきましては、生産量は前年並みでありましたが、前年度が高単価で推移しましたが、元年度は平年並みの単価で推移し、販売額は前年より減少しました。

トマトにつきましては、暖冬の影響もございまして、順調な消費となり、単価高で推移したことから、販売額は前年を上回りました。

○委員長（森満 晃） ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（塩田耕太郎） 鳥インフルエンザの件であります。宮崎県とかでは、これはここでのいいですか。

○農政課長（小城哲也） 鳥インフルエンザにつきましては、家禽のほうは畜産課、それと野鳥のほうは林務水産課となっております。

○委員長（森満 晃） そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。
以上で、農政課を終わります。

△林務水産課の審査

○委員長（森満 晃）次は、林務水産課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたしません。

当局の補足説明を求めます。

○林務水産課長（山元義一）予算に関する説明書の66ページをお願いします。

6款4項1目林業総務費です。

これは、職員の手当等の変更に伴う職員手当等の増額補正及びコロナ禍により視察を中止したことに伴う普通旅費の減額でございます。

次に、その下の6款4項2目林業振興費です。

林業振興育成費において、まず、自動車損害保険料と二つ下の備品購入費は、地域林政アドバイザー用の公用車を購入、実績に伴い減額補正をするものです。

次に、委託料は、有害鳥獣駆除対策事業の委託料で、市の単独分について、捕獲頭数実績見込みにより増額補正をお願いするものです。

次に、林業経営支援給付金は、事業確定に伴い減額補正をするものです。

次の森林環境譲与税基金積立金は、令和3年3月配分予定の基金積立金を増額補正するものです。

次に、67ページをお開きください。

6款5項2目水産振興費です。

漁業経営支援給付金は、事業確定に伴い減額補正をするものです。

次に、その下の6款5項3目漁港管理費です。

説明欄を御覧ください。

漁港管理費の委託料と工事請負費になります。

内容につきましては、補正予算の概要で説明いたしますので、概要の5ページの下段を御覧ください。

青瀬漁港航路泊地浚渫事業につきましては、台

風10号の影響により漁港の航路泊地に堆積した砂をしゅんせつするとともに防砂対策を講じるものです。

次に、6ページの上段を御覧ください。

片野浦漁港防風柵改修事業については、台風10号の影響により破損した防風柵を改修し、漁船等の安全対策を講じるものです。

次に、予算に関する説明書の36ページをお開きください。

19款1項69目1節森林環境譲与税基金繰入金です。

先ほど、歳出で説明いたしました林業振興育成費のうち、森林環境譲与税を活用して購入した公用車の実績に伴い、減額した自動車損害保険料と備品購入費の合計額を減額補正するものです。

次に、7ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正について、当課は、事業名欄で上から8、9行目で、先ほど、歳出で説明いたしました青瀬漁港航路泊地浚渫事業と片野浦漁港防風柵改修事業について、本工事の工期を考慮すると年度内完成が困難なことから、繰越しをお願いしております。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

△陳情第7号の1 電源開発株式会社の「（仮称）北鹿児島西地区・東地区）風力発電事業」計画に関する陳情

○委員長（森満 晃）次に、陳情第7号の1 電源開発株式会社の「（仮称）北鹿児島西地区・東地区）風力発電事業」計画に関する陳情を議題といたします。

陳情文書表については、配付してありましたので、朗読は省略します。

それでは、本陳情について当局の補足説明を求めます。

○林務水産課長（山元義一）補足説明を4点させていただきます。

まず1点目は、保安林はどのようなものであるかという説明をさせていただきます。

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊、その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣、または都道府県知事によって指定される森林であります。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されております。

次に、2点目は、水源涵養保安林の指定目的を説明させていただきます。

水源涵養保安林は、森林法第25条第1項1号に規定されており、流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林機能とともに、洪水、渇水を緩和したり、各種用水を確保したりする機能を有しております。

次に、3点目は、保安林解除について説明させていただきます。

一般的に、保安林に指定されると、特別な理由がない限り解除することはできませんが、保安林の解除について、陳情書にも記載があるとおり、森林法に規定されており、一つとしては、指定の理由が消滅したとき、二つには、公益上の理由により必要が生じたときの二つの方法がございます。

また、国の通知の「保安林の指定の解除に係る解除理由について」というのによりますと、「指定の理由が消滅したとき」及び「公益上の理由により必要が生じたとき」の二つの方法のそれぞれの解除理由の分類表の中に、分類「再生エネルギー」の細分類「再生可能エネルギー発電用施設用地」が含まれております。

紫尾山系の水源涵養保安林の場合は、重要流域の保安林になりますので、国の直接事務となり、事業者が県に申請し、県での審査を経て国へ進達し、国が審査を行い、農林水産大臣の権限で解除の判断を行うこととなっております。

なお、事業者が、県に保安林解除申請をするには、市長の同意を得ることが要件の一つとなっていることから、仮に、事業者から申請に必要な同意の依頼があった場合は、申請書類の内容をしっかりと精査・審査し、慎重に判断してまいりたいと考えております。

最後に、4点目は、県から市に対して環境影響

評価準備書に対する意見を求められたときには、方法書に対する鹿児島県知事の意見のとおり、市も「保安林を原則除外するよう検討するとともに、自然環境に対する影響が最小限となるよう適切に調査、予測及び評価が行われる」よう、意見を述べてまいります。

その上で、風力発電施設等が保安林内に配置されている場合は、必要があれば県知事に対し、森林保全の観点からの意見も述べることも考えております。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、陳情の内容等を含め、当局に確認したい事項があれば質疑を行い、その後、委員間の自由討議により審査を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○委員（成川幸太郎）今説明がありましたけれども、要するに保安林を解除するとすれば、事業者が県に申請する前に市長の同意を得ることと言われましたけれども、この紫尾山系の水源涵養保安林について、薩摩川内市にとってどのような位置づけになっているのでしょうか。

○林務水産課長（山元義一）水源涵養保安林に指定されている水源涵養保安林が、主なその地域で指定されておりますので、先ほど説明しましたように、水源涵養機能のそういう目的、流域保全上、重要な地域にある森林の河川への流用調節を安定したり、その他の森林機能とともに、洪水、渇水を緩和したり、各種用水を確保したりする機能を有しているというふうに考えております。

○委員（成川幸太郎）先ほど事業者から、市長に対しての申請ということがあって、それに対して結論を出して県に報告しなきゃいけないと思うんですが、その要請はもう既に出てきているんですか。

○林務水産課長（山元義一）この保安林解除申請につきましては、この環境アセスが全て終了し、それから、事業者の判断によりまして出される場合もあるし出されない場合もございます。

○委員（成川幸太郎）今は出ていないわけですね。

○林務水産課長（山元義一）今は出ておりません。

○委員（大田黒 博）一点確認しますが、最終的には県が決定をして、国に上げるということですよ。その環境アセスを含めたのが終わって、県に。それで今説明された県に対して市も保安林の解除等を含めて要望しますということですよ。

○林務水産課長（山元義一）その国、県と市の関係につきましては、福留専門職のほうから説明させます。

○専門職（福留昭彦）事業者からの申請については、県に申請するようになっています。県は、国に進達して、最終的な判断は国が行うということになります。県が国に進達をする場合に、県としまして審査がありまして、それは、法令だったり、国からの通知に従いまして、解除をする要件というのが定められていて、それに対する書類の整備というのが求められていますので、県はその国が示した要件に合致するかどうかという書類審査というものがあって、そこに合致するというその内容を具備しているということがありまして、国に進達するという流れです。最終的な判断は国というふうに考えております。

○委員（大田黒 博）以前、この風力において大浦が、こういう大型の風力を張るときに、ほぼその地域に決定して、県の判断を仰ぐというときに、伊藤知事の時代に景観法で、県条例で景観法に引っかかるということでストップがかかって、その風力発電が駄目になった経緯があるんですけど、その辺を含めてその景観法等は分かりますか。

○林務水産課長（山元義一）すみません。景観法の関係は、ちょっと私どもの所管していることではございませんので、分からないところがございます。

○委員（大田黒 博）分かりました。そうだったら、この陳情は、先ほど課長が説明したように、県に要望します。その保安林の解除とか、そういう環境アセスに基づいたもので、市もちゃんとしたものをしてくださいという要望を上げます。それを県が判断して、県が最終的に判断をすると思っているんですけど、その要望に議会側のその保安林の解除等を含めて、慎重に審査してくれるように要望してくださいという陳情とみていいんですかね。

○林務水産課長（山元義一）陳情のどうい

意図で、この書かれているのかというところまでは、ちょっと私どもでは分からないところがございます。

○委員長（森満 晃）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）それでは、ここで質疑を一時中止し、委員間の自由討議を行います。自由討議したい論点、または、その他御意見はありませんか。

○委員（大田黒 博）今ちょっとこの2度、3度読んだんですけども、市がその県に対して保安林の解除を含めて、その環境アセス、そういうものを含めて山手に張る、先ほど私が言いました景観で一発で駄目にされることもあるでしょうけれども、そういうものの審査をしっかりとくださいという要望を議会側から上げてくださいよということだと思っておりますので、市が出すものを議会がどうこうというのは、やっぱりいかなものかなと思いますので、今課長が言われたように、市がちゃんとした要望書を出されると思っておりますので、その辺でどうでしょう。これにおいては不採択のほうでもいいんじゃないかなと思っておりますが、いかなものでしょうか。

○委員（成川幸太郎）私は、西方の事業者の説明会にちょっと行ってみたんですが、非常にここは以前私も一般質問でしましたけど、三社が競合して申込みをしていて、そのうちの三社のうちの二社は、今もう話がまとまったみたいなんですよ。あと1社との話がついていないということで、国は1社にまともならなければ、保安林解除の申請も受け付けないということが出ていたんですけども、その陳情を我々もその風力発電、今後また海洋洋上発電も出てくると思うんですけども、これらについては、こういう陳情が出てくる可能性があるのも、もうちょっと我々も慎重に勉強したほうがいいんじゃないのかなという気がするんですね。

いきなり陳情が出て、全部、不採択、不採択ということよりか、継続で、ちょっと我々自身も勉強して、それで結果を出す。恐らく市も、市に要望が出たときに、市当局としても、それなりの対応を考えられると思うんで、やっぱりもうちょっと

と慎重に我々も対応したほうがいいんじゃないのかなというのを私は考えます。

だから、できたら継続でもうちょっと勉強してもいいのかなという考え方もあると思っております。

○委員（大田黒 博）継続の方法もよく分かります。ただ、国が、2050年のCO₂排出ガスのゼロを発表しましたが、その経緯を見ると、こういうのを強力に国が進めてくるような気はしないでもない。ただ、先ほど成川委員が言われましたように、この3社の中で、北薩風力発電事業が1社、あとこの北鹿児島風力発電所と薩摩風力発電所が協力して1社になるということですけれども、この2社においても、それぞれの風力の設置場所が近いと、これはどこが調整するか、国が調整するんじゃないかなと思っております。

ただ、そういうものを含めて薩摩川内市が、しっかりとその背景を国、県に要望するでしょうから、それのときに、やっぱり我々意見を言うべきじゃないかなと思っておりますので、成川委員が言われるのももっともなんですけれども、ここを皆さん、陳情においては、それは当然市がよく考えてしますよという立ち位置でいいんじゃないかなと思っております。

○委員（塩田耕太郎）世界的にも今言ったように、一つの突入していこうとしているわけですが、そういう面からも市のほうがしっかりとそういうことで調査してもらってやっていけば、私は反対、不採択でお願いしたいと思えます。

○委員長（森満 晃）そのほか意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）意見が尽きましたので、それでは、自由討議を終わり、ここで質疑に戻します。そのほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了いたしますが、本陳情の取扱いはいかがいたしましょうか。

○委員（成川幸太郎）私は、継続でお願いをしたいと思えます。

○委員（大田黒 博）採決の方向でお願いします。

○委員長（森満 晃）ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森満 晃）起立少数であります。よって、本陳情を継続審査にすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決は、起立により行います。本陳情について、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森満 晃）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、陳情第7号の1の審査を終わります。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（塩田耕太郎）鳥インフルエンザが宮崎県まで来ておりますけれども、当市におきましては、入来地区とか、八重のほうですかね。鳥を飼っている方もいらっしゃるようですが、市としたらそういう対策等についてはどうなっているでしょうか。

○林務水産課長（山元義一）林務水産課におきましては、野鳥における高病原性鳥インフルエンザを担当しておりますので、そちらのほうの部分だけの回答をしたいと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。養鶏農家の関係は、畜産課になります。林務水産課では、死亡した野鳥が高病原性鳥インフルエンザかどうかを確認する担当窓口となっております。県が作成いたしました野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る

鹿児島県鳥獣行政担当部局等のマニュアルに基づきまして、本市も対応しているところです。

このマニュアルに対応レベルというのが示されておるんですが、現在は国内で複数の箇所が発生していることから、最上位の対応レベル3という監視強化の体制になっております。

死亡野鳥の種類や羽数によって対応が異なってくるんですけれども、例えば、このレベル3では、コブハクチョウであれば1羽でも死亡が確認しておりますれば、すぐに回収いたしまして県のほうに回すというようなことになっておりますが、例えば、カワウ等であれば、5羽以上まとまって死亡した場合に回収するというような形で、野鳥の種類によって回収が違っております。回収に必要なときは、県と連携して回収を行うようにしているところです。

現在の状況でございますが、本市に11月以降8件問い合わせがございました。うち1件が、そのレベル3の1羽でも回収して回さないといかないオオバンという鳥獣の種類がございまして、それにつきまして、昨日、北薩地域振興局林務水産課へ搬送したところでございます。

○委員（塩田耕太郎）今そういう鳥を飼っている生産者が市には何件、どのぐらいあるんでしょうか。生産者に対してのそういう注意とか、ちゃんと情報は流してあるんでしょうか。

○林務水産課長（山元義一）養鶏関係のほうは、畜産課が答弁いたします。

○委員（大田黒 博）有害鳥獣駆除保護等の奨励金等についてお伺いしますけれども、聞くところによりますと、捕獲数が先ほども申しましたけれども、五、六年前が1,000頭、今はもう6,000頭、7,000頭のイノシシ、鹿等になってきておりまして、補助金等がもうなくなったということをお聞きしました。

この件におきまして、この所管は、農林水産においては鳥獣保護関係でしょうから、それを含めてメッシュ柵のことを含めてあるんですけれども、その補助金が打ち切られるその中で、わな、鉄砲ほか捕獲された方々には、さつま町は、それを3月で締めて、そのとられた方には、先送りするらしいですね、年度ごとのものを残ったものは、ストックの意味か。

だから、薩摩川内市は打ち切るということなんですけれども、それに対して国に、その先ほど委員からもありましたように、要望をして、やはり確保しなきゃ、これだけ個体数が増えてくると、農作物の農政関係の全般において大変困ると。

何でもかんでも、水田にしても被害等があつて、ちゃんとした農作物の育成ができないとなりますから、その辺の補助金等の今後の見方は、どういったものか、教えていただけませんか。

○林務水産課長（山元義一）有害鳥獣の捕獲事業につきましては、農政課と一緒に併せながら、農業生産物の被害額を検証していくという取組で取り組んでいるところでございます。

国のほうも10月ぐらいの農業新聞に載ったんですけれども、その国は2023年に、そのイノシシ、鹿を半減するという目標を立てておりまして、それを確実なものにする強化策というものを2点上げました。

今年から、狩猟期間、11月から来年の3月になるんですけれども、狩猟期間に集中捕獲キャンペーンを展開するという考えで、具体的には狩猟期間に都道府県が設定する重点エリアにおいて捕獲者やわな、資金を集中投入するという取組でございまして。

県のほうに確認いたしましたところ、重点エリアにつきましては、本土内は全て設定されているということで、本市も重点エリアに該当はしておりますが、今年はその狩猟期間に具体的な取組は、今のところ県ではないということ聞いております。

しかしながら、国ではこのような取組を強化していくということですので、今後、本市で実施していただけるよう県に対しては要望してまいりたいと思っております。

もう一点は、来年度予算の概算要求で、その捕獲の関係で大幅増額を求めて、捕獲1頭当たりの支払い交付金の仕組みを拡充する計画というようなのが新聞に載っておりましたので、情報収集に努めて、本市でも多くのそういう有害鳥獣の捕獲に対する報奨金を獲得できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（大田黒 博）分かりました。それであれば、課長、2点とも国が、重点目標として

2点上げたものは、全てやはり捕獲をしっかりやりますということですよね。それにおいては、予算をしっかり出せということを書いていかないと、捕獲わなであろうが、鉄砲であろうが補助金がないと、今までしてきたものが出なくなると、ちょっと捕獲が緩んでくると思うんですよね。

強化する意味も、増やす意味は、私は増額する意味はないと思うんですけども、現状のままでもいいですので、今のままで少し捕獲を強力に進めていただきたいというのを、市として担当の所管として、皆さん方に通知しながら、あるいは、捕獲において、国がくれるものにおいて捕獲額が上がってくると、それだけ皆さん、捕獲に力が入るでしょうけれども、そういう取組を少ししていただだけませんか。

やはり大変1,000頭から五、六千頭、七千頭になってくると、もうあちこちでイノシシ、鹿を見るわけですよ。特に、うちの祁答院なんかひどいですよ。その辺を含めて、全国そういうことでしょうから、強力にその要望をしていただきたいと思います。

○委員長（森満 晃） そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、林務水産課を終わります。

△畜産課の審査

○委員長（森満 晃） 次は、畜産課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（森満 晃） まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○畜産課長（木場憲司） 予算に関する説明書の64ページをお開きください。

6款2項1目畜産総務費でございます。

総務費で50万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い不用額となった報償費、費用弁償、畜産共進会の負担金の減額を行う

ものであります。

また、畜産振興育成事業費において279万2,000円の減額も新型コロナウイルス感染拡大に伴い不用額となった報償費、普通旅費等の減額を行うものでございます。

○委員長（森満 晃） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○畜産課長（木場憲司） 産業建設委員会資料1ページをお開きください。

畜産課は表の中ほど、生産額で119億9,084万円で農畜産物生産額の全体の78.1%であります。

続きまして、産業建設委員会資料3ページをお開きください。

畜産物生産額の年度ごと推移を記載してございます。

平成29年度から令和元年度までの3か年分の畜産物生産額を、また年度ごとの飼養戸数と割合も付してお示ししてございます。

年度ごとで生産額を比較しますと、表の下、生産額で平成30年度は前年対比5.8%減、令和元年度は前年対比1.3%と微減しています。生産額総額で見ますと120億円前後で推移しているところでございます。

畜種別で見ますと、令和元年度で前年対比、増減が大きな畜種としましては、肉用牛、その中でも表の上から6行目、交雑種が生産額で前年対比8,500万円ほど22.4%減となっております。生産量の減少が主な要因と思われます。

また、表の下から2行目、ブロイラーは、前年対比7,800万円ほど2.2%の増となっております。生産量が増加したことと、健康志向で鶏肉の需要の高まり、胸肉とかチキンサラダ等の需要

があったということで安定した需要があったことが主な要因であったと思われます。

詳細の内容につきましては、御確認いただきたいと思います。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（塩田耕太郎）その鳥インフルエンザの件ですけど、先ほど8件の問い合わせがあったとか書いていただきましたけど、今、市においては、生産者というか、何件ぐらい鳥を飼っていらっしゃるんですか。

それと、そういう方に対してのインフルエンザ対策というか、どういう指導をされているのか、そこを含めて、よろしくお願いします。

○畜産課長（木場憲司）本市の現在の飼養戸数につきましては、先ほどの委員会資料の3ページのほうに畜産課の畜産物生産額の令和元年度の欄の戸数で鶏卵が1戸、種鶏、——これは卵からヒナを出荷する、——これが2戸、ブロイラーで37戸という数字でございます。

本市の今までの高病原性鳥インフルエンザに対する対応としましては、まず、11月の初旬に、香川県の三豊市で、全国で初めて発生したということを受けまして、家畜保健衛生所が緊急の防疫対策を11月の9日の月曜日に行っております。

それらと、出水市のぬぐらの水と香川県で発生したと。12月に入りまして、お隣の宮崎県で発生したということで、都合、緊急対策会議を3回開いております。そちらのほうに本市も出席して、県と一緒に対策の協議をしておるところでございます。

各養鶏農家さんにつきましては、消毒用に使う消石灰配付を11月の27日に全農場を対象に配付してございます。ちなみに、県の消石灰配付も昨日行ったところでございます。

各施設の消毒マット、——今本庁にも3か所、4か所、設置してございますが、——その公共施設につきましても、19施設に消毒マットを設置しておるところでございます。

○委員（塩田耕太郎）本当に取り組んでいたということ、今後ともそういう鳥インフルエンザが来ないことを願いつつ、今後とも

対応よろしくをお願いします。

○委員（大田黒 博）1点だけ確認をさせていただきます。

先月の第4回薩摩川内市議会臨時会においての、この報告第28号専決処分の報告の件でございますけれども、特定離島ふるさとおこし推進事業（雌牛貸付事業）においての、この損害賠償の問題等において、少し内容を大体こうじゃないかなと分かるんですが、何年の貸付で、どういう返済で、月々幾らだったのか、無利子の一括だったのか、その辺をちょっと教えていただけませんか。

○畜産課長（木場憲司）ちょうど1か月ほど前の議員全員協議会の資料にも記載してあったと思うんですが、貸付につきましては、平成27年の7月11日で畜産農家と契約してございます。

この制度につきましては、5年後の一括償還ということになってございます。その契約貸付期限が令和2年の7月10日という予定でございましたが、その前年の12月に牛を誤って勘違いされて売却してしまったということの事実があったということで、今回のケースに至った経緯でございます。

○委員（大田黒 博）その勘違い、間違っ……、じゃ何ですか、その経営が苦しくなって、どうしても売られる、そういう思いがあったんじゃないですか。その課長の答弁が、そうであればおかしいですよ、少し。

それは、そうだったら、指導不足ではないかなと思うんですが、どうしてもお金が必要であって売られたんだったら、そのなりのまた、その人の損害賠償の責任があるでしょうけれども、課長がそんな言い方すると、それは指導不足ではないかなという思いはしますよね。その辺はどうなんですか。

○畜産課長（木場憲司）実際この貸付理由につきましては、生産牛ですので、人工受精をしないといけないということで、不受胎がずっと続いておったと。もう50回、48回程度受精を心掛けたんですが、不受胎でしなかったということで、もう経済性にちょっと見合わないというところで、不妊もそこで本来ならば、事故報告という手続をとれば、そういった対応はクリアできたんですけど、今回みたいな損害賠償とかいう経緯には至ら

なかったんですけど、そういった経緯があって、ちょっと自分としても、我々も現地で確認して、その都度しているつもりではあったんですが、そこ、このケースについては、ちょっと見落としもあったということもありまして、県のほうからも指導を受けたところです。

○委員（大田黒 博） そういう説明だと分からんでもないんです。ただ、先ほどの話だと、少しおかしいと思いますので、やはり私なんかか思うのは、苦しくなって、どうしてもそれ売られたのかなと思うわけですよ。それだったら、連携をとりながら、少しやるべきじゃないですかというものですけれども、最初のその答弁だと少しおかしいなと思いましたので、今言われたそういう意思であれば、そういう今説明されたものもクリアできるような形をとっていただいて、そういうものであれば仕方がないなという処理をしていただければよかったのかなと思っておりますので、分かりました。今後また少し指導を強化しながら、甑島を含めて地域の地方、我々祁答院まで含めて、少し連携をとりながらやっていただきたいと思っておりますので、要望です。

○委員（宮里兼実） 課長は、先ほど事故報告と、3年前も私は意見を申ししたんですが、WCSにしても事故報告と。それで、現場を見ずに、現場に行って調査をしたりせずに、もうただ農家の方、業者の方の事故報告で、それを処理していたという。3年前に意見を申しましたけれども、事故報告はどうにでもつくって報告ができるわけですから、やはり畜産課だけじゃないと私は思っているんですけど、ほかの課もそういうのがあるのではないかと思うんですけども、そういうのをもう少し報告書が上がってきたら、それを調査をするというようなことをしなければ、ただその事故報告を受けて、はい、よろしいですよというようなことでは、私はよくないと思いますが。

先ほど大田黒委員のほうからも話がありましたけれども、もう少しそういうところを徹底して調査して結果を出してくださいということをお願いしておきます。

○農林水産部長（中山信吾） 今の農林水産行政全般についても含めての御質問だというふうに思っています。

基本的には、事故報告とか、ほかからいろいろ相談ありましたら、職員が基本的に現場に赴いて、それで一緒になって現状、その状態を確認しながらというふうに努めてはいるところですが、どうしてもマンパワーが足りなかったりとかいうことで、現地に赴けない。これもあることもありますけれども、なるべく職員には現地を確認して、こういう対応については、適切な処理をするようにというふうに指導しているところでございますので、今後、そういう副委員長からあったような指摘を受けないように、部内全体として取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長（森満 晃） そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、畜産課を終わります。

△耕地課の審査

○委員長（森満 晃） 次は、耕地課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（森満 晃） まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○耕地課長（山内哲郎） 予算に関する説明書の65ページをお開きください。

6款3項1目農業土木総務費の補正額は21万3,000円の減額です。これは、標準報酬額の定時改正に伴う共済費の減額補正です。

次に、6款3項2目農業施設改良費の補正額は2,600万円の増額です。

これは、市単土地改良事業費の工事請負費で、農道等で維持管理が困難な路線や危険箇所について、舗装等の整備を行い営農活動の利便性向上と事故防止を図る農道維持補修に関する15か月予算の3,000万円の増額と県単土地改良事業費の確定に伴い400万円を減額するものです。

次に、6款3項3目湛水防除事業費につきましては、458万9,000円の減額です。

光熱水費では、梅雨時の長雨により排水機場のポンプ稼働時間が長くなったことにより電気料に不足が見込まれることから200万円を増額し、工事請負費は電源立地地域対策交付金事業などの確定に伴い658万9,000円減額するものです。

次に、予算に関する説明書の88ページをお開きください。

11款1項1目現年公共農林水産施設災害復旧費です。

本年9月の台風10号により被災しました勝目橋下流にあります八ツ堰と呼ばれています東舞洲地区の頭首工復旧に要する工事請負費1億2,000万円を増額するものです。

次に、歳入予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の24ページをお開きください。

13款1項1目農林水産業費分担金については、歳出で御説明いたしました県単土地改良事業の確定に伴い、県単土地改良事業分担金20万円を減額するものです。

次に、30ページをお開きください。

16款2項4目農林水産業費補助金、2節農業土木費補助金につきましても、県単事業の確定に伴い、農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金160万円の減額になります。

次に、31ページをお開きください。

16款2項9目災害復旧費補助金の1節農林水産施設災害復旧費補助金は、説明欄を御覧ください。内容は、先ほど歳出で御説明いたしました台風10号により被災しました農業施設の公共災害復旧工事に対する補助金7,800万円の増額になります。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、予算に関する説明書の7ページをお開きください。

6款3項農業土木費農道改良事業3,000万円については、歳出で説明いたしました農道維持費の15か月予算で公共工事の施工時期の平準化を図るため繰り越すものであります。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）1点だけ。

今、農業関係の方で一番問題になっている排水の問題、暗渠排水の問題でございますけれども、今の人・農地プランの話し合いを持たれておりますけれども、お聞きしますと、ほとんど暗渠排水がよくないため、排水がよくないため、提供できないを含めて非常に困っているということでした。

建設新聞等を見ますと、排水事業の中止、不調等が頻繁に見られます。少し確認をしてみますと、業者さんの応札がないわけですよ、中止は。そうしたときに、やはり利益が出ないものを応札までしないということでしょうか、何かこう根本的に組み替えをしていただいて、何とか要望等は常にこうしているんですけども、市長にもこう1回話をしたんですが、やはり1年ぐらいかけて見直しをしなきゃいけないかもですねということでしたけれども、大変、農家の方々は困っておられます。

これを何とかしていただきたいと思いますので、聞くところによりますと、国のこの排水における事業等が補助金等が少しカットされるんじゃないかという話を聞きましたけれども、それではとにかくやってみませんか、どうしてお考えでしょうか、ちょっと確認したいです。

○耕地課長（山内哲郎）今、2点ほど御質問がありました。まず、1点目の応札に関する事項です。今、委員おっしゃられましたとおり、暗渠排水工事につきましては、現場への工事車両等の進入が厳しいことや、使い勝手の悪い材料使用など、暗渠排水工事については、これまで発注手続に苦勞した経緯がございます。

そのため、市としまして、改善策としましては、給水管に指定されてきました素焼き土管、これは調達に時間がかかったり、返品がきかないというちょっとデメリットがある材料なんですけど、その素焼き土管から施工がしやすい塩ビ管に替えたり、作業効率を上げるために、掘削断面の規格を変えたりするなど、県の了解を取り付けながら、不人気要因の除去に努めてまいりました。引き続きこれからも工夫策を考えながら、円滑な発注に努めてまいりたいと考えております。

なお、これまでに契約に至るまでのちょっと苦労はあったんですけど、発注を中止した工事というのはございません。だんだん改善はされてきているとは思っている次第です。

続きまして、事業費についての御質問だったかと思えます。

祁答院地区の暗渠排水工事につきましては、平成19年度から平成27年度まで9か年までは県営事業としまして鹿児島県が事業主体となって事業を進めてまいりましたが、要望が多いこともありまして、県営事業完了後は引き続き市の事業としまして他の地区に優先しまして、国の補助を活用しながら、これまで49筆、8.4ヘクタールの田んぼの暗渠排水を実施してまいりました。

暗渠排水事業は、他の地区からも御要望が多くて、祁答院地区の次期計画としては再来年から川内地域に取りかかることを予定しておりますが、計画以外の地域におけます暗渠排水についての御要望についても、今後も引き続き地元土地改良区、支所や関係機関等との協議を行いながら、予算獲得に努めてまいりたいと考えている次第です。

○委員（大田黒 博）今、言われたその19年度から特別にやられた分においては、完全によくなっていないじゃないかなという意見なんですよ。何でかという、水田に大きなユンボが入ったりすると、排水事業が駄目になってしまっているんじゃないかという意見なんですよ。だから、その辺を確認しながら、国の予算等に含めて、とにかくやられたものは、またもう1回、やり返すぐらいの確認をしていただきたいと思えます。

大変、これ困っておられますので、とにかく声を大にして言いたいんであって、課長、大変でしょうけれども、ひとつそこは、排水事業等で皆さ

ん、お困りですので、人・農地プランにも必ず影響してきますので、5年後、10年後、後継者がいない、高齢者になってくる中で、これが大きくネックになってきておりますので、とにかく対応を早くしていただきたい。大きな課題として申し上げておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

以上で、耕地課を終わります。

△六次産業対策課の審査

○委員長（森満 晃）次は、六次産業対策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）六次産業につきましては、すごく力を入れてやってこられたんですけども、今、課になって、最近の新しいものとか、取組状況というのは、何か目立ったものがあるんですか。

○六次産業対策課長（寺田和一）今年度に入りまして、林業関係で1件、六次産業化の計画承認の申請があり、それを承認しました。

それから、1件は、御自身の漁業でしたけれども、そのとれた魚について加工をして販売したいということで、加工のための機械の補助の申請がございまして、それも1件承認しております。

○委員（成川幸太郎）今後、その問い合わせがあつて拡大していくような見込みというのは、何かあるんですか。

○六次産業対策課長（寺田和一）六次産業化につきまして御相談は、今受けているところですけども、なかなか一步を踏み出す勇気がないというわけではないんですけども、六次産業化を取り組むためには、販路のことであつたりとか、あとまた加工についていろいろお考えになりながらのことですので、そこについては一足飛

びにはいきませんが、昨年度から引き続きお話を聞いていたりとか、そういう案件がございますので、私どもはそこに丁寧にお答えをさせていただきますながら、六次産業化につなげていきたいと思っております。

○委員（成川幸太郎）前もしつこく質問して、農商工連携を進めないと、なかなか1次産業の方だけでは、六次産業化を1次産業の方が、6次産業を一人でやるというのは、結構難しいものがあるんじゃないかということで、農商工連携については、今、ちょっとどんな感じなのか。

○六次産業対策課長（寺田和一）昨年度も行いました、また今年度も実施しようとしておりますが、今委員おっしゃるとおり、農業者だけではなかなか立ちいかないことにつきましては、異業種といいますか、商工業者の方との交流を深めながら、また、商工業者のお知恵などを頂きながら、商品化につなげるべく、そのような取組も今進めているところです。

○委員（成川幸太郎）ぜひ私も以前からも申し上げてきましたけど、もう農商工連携で1次産業の方を助けてあげないと、なかなか1次産業の方だけでは6次産業に取り組むという思い切りがつかないと思いますので、ぜひそういったサポートをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

以上で、六次産業対策課を終わります。

△建設政策課の審査

○委員長（森満 晃）それでは、建設政策課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設政策課長（内田俊彦）予算に関する説明書71ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費です。

補正額は409万3,000円で、これにつきましては、給与関係の調整によるもので建設部内の時間外手当の調整による増額となります。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。
ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建設政策課長（内田俊彦）まず、大小路地区かわまちづくり整備事業の着工式について報告いたしますので、産業建設委員会の資料の1ページをお開きください。

大小路地区の川内川市街部改修につきましては、平成23年度から工事が着手がなされ、令和2年度で工事が終えることとされております。

堤防の引き堤に伴いまして創出された河川の空間の有効活用とし、平成26年度に「せんで川夢見る会」を立ち上げ、河川敷の有効活用について地域の皆様と協議し、その結果を基に令和2年度、今年度からですけれども、本格的に工事が着手されたところでございます。

着工式は、10月14日に執り行われ、今年度は、太平橋の上下流の一部区間につきまして工事に着手されているところでございます。来年度も引き続き上流部分の整備がなされる予定となっているところでございます。

今後とも国や地域と協議を重ねながら整備促進してまいりたいというふうにお願ひしております。

次に、2ページをお開きください。

川内原子力発電所が実施します県道43号川内串木野線の迂回道路の着工式について報告いたします。

県道43号川内串木野線は、発電所周辺の地域住民の交通安全の確保、災害時の避難道路としての充実、発電所の防護対策、運用の向上を目的と

し、九州電力が整備をするものでございます。

図面の左下のほうに河口大橋の交差点がございますが、ここから迂回路道路という表示がございます。これを山のほうに行った路線がその道路になります。

延長は3.1キロで、幅員が9.75メートルございます。発電所側に2.5メートルの歩道が整備される予定となっております。

着工式は、10月31日土曜日に実施をされ、現在2社の共同企業体が受注をされ、整備を進めていらっしゃるところでございます。

供用につきましては、令和5年度を目標に進められているところでございます。

次は、3ページを御覧ください。

「みなとオアシス薩摩川内」の登録について報告をいたします。

みなとオアシスというものは、どういうものかと申しますと、簡単に申し上げますと、道路に道の駅というのがありますが、その港版ということで考えていただければ早いかと思います。

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資するみなとを核としたまちづくりを促進するため、国土交通省が平成15年度に制度を設立されたもので、地域振興の取組が継続されている施設等を登録するものでございます。

本市のみなとオアシスにつきましては、図にあるように、代表施設を川内港ターミナルといたしまして、甌島の里港、長浜港のターミナルと連携した内容となっております、11月24日にこの登録がなされたところでございます。

次に、4ページをお開きください。

南九州西回り自動車道の着工式について報告をいたします。

既に御存じだと思いますが、今年5日に南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」（仮称）湯田西方インターから薩摩川内水引インター間において工事着工式が執り行われたところでございます。

阿久根川内道路の延長2.4キロにつきましては、平成27年4月に整備計画区間として位置づけがなされ、これまで用地買収や阿久根市側では、平成30年10月13日に着工式が行われ、阿久根インター付近で現在工事が進められているところでございます。

水引インターチェンジ付近からも工事に着手していただくことになり、今後、工事の整備推進とともに本市域においては用地買収などを推進することとしているところでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね1時とします。

~~~~~

午前 11時55分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

○委員長（森満 晃）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△建設整備課の審査

○委員長（森満 晃）次は、建設整備課の審査に入ります。

△議案第233号—議案第239号

○委員長（森満 晃）まず、議案第233号から議案第239号までの議案7件を一括議題といたします。

これらの議案7件につきましては、各施設の指定管理者の指定期間がいずれも令和3年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、討論、採決についても一括して行ってまいります。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（鍋倉省司）議案第233号から議案第239号までの指定管理の指定に関します7件について説明いたしますので、よろしくお願いたします。

議案つづり、その2の233—1ページから239—2ページに記載のとおりでございます。

詳細は、建設部議会資料の1ページから28ページに記載しております。

まず、議会資料の1ページをお開きください。

議案第233号倉野農村公園指定管理者の指定についての資料でございます。施設の概要、指定管理の業務、指定管理候補者の概要、2ページに候補者が示しました事業計画の概要、3ページに選定経過の概要、4ページには採点結果を記載しております。その他の6件につきましても、5ページから28ページにわたりまして同様に記載しております。

これらの指定管理者の指定に関します議案7件を一覧として産業建設委員会資料で説明させていただきますので、建設部の産業建設委員会資料に記載しておりますので、5ページをお開きください。

7件全ての指定管理の期間が令和3年3月31日で終了いたしますので、今回、指定管理者の指定議案を提出したものでございます。

指定する施設は、(1)表中の対象施設の倉野農村公園から藤本滝公園、里農村公園、山田農村公園、東郷藤川ふれあい交流公園、矢立農村公園せせらぎの里、桜渡農村公園でございます。

資料の(1)に7件の議案番号と指定管理にする施設名、申請数、指定管理候補者、評価点数、議会資料の当該ページを記載しております。

全ての施設が地元密着型施設としまして、当該施設が存在する地域住民が組織する団体が受託することが望ましいとして、非公募により選定委員会を開催いたしました。

選定委員会を(1)のイのとおりで開催しました。それぞれ6名の委員で申請のあった地区コミ及び管理組合に対しまして、公園施設の維持管理、安全管理等に対する取組方法について聞き取りを行いました。各団体への聞き取りと申請書類等を基に委員それぞれで評価を行いました。その結果が(1)表中の評価点数でございます。評価点数は600点満点で、合格基準点が360点でございます。表のとおり、どの団体も評価点数を上回り、適切な管理運営が行うことができる、期待できると判断されましたので、指定管理候補者として選定されたものでございます。

(2)の指定管理者の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

○委員長(森満 晃) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。質疑は一括して行いますので、議案番号を述べた後、御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論は一括して行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 討論はないと認めます。これより採決に入ります。

採決は、議案第233号から議案第239号までの議案7件を一括して行います。

採決します。これらの議案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 御異議なしと認めます。よって、これらの議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長(森満 晃) 次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長(鍋倉省司) 予算に関する説明書72ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費の一般道路整備事業費のうち、国庫支出金を一般財源に財源組替を補正するものでございます。

次に、74ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費の公園管理事業費で、委託料を手数料に組替えを行うものでございます。これは、隈之城地区の大原野池公園の芝生等に使用します薬剤の周辺の影響を把握するため、隣接します大原野池の水質調査に要する経費でございます。

次に、90ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費の建設整備課分、修繕料150万円及び委託料100万円の増額は、台風や大雨等の影響によります公園施設の破損や倒木処理に対応するための

経費でございます。

次に、債務負担行為補正について説明いたしますので、予算に関する説明書の13ページをお開きください。

表中8番目の倉野農村公園の指定管理者の指定管理料から、次ページ14ページの3番目までの東郷藤川ふれあい交流公園の指定管理者の指定管理料までの7件を期間などそれぞれ記載しております。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。以上で、建設整備課を終わります。

---

#### △建設維持課の審査

○委員長（森満 晃）次は、建設整備課の審査に入ります。

---

#### △議案第240号—議案第241号

○委員長（森満 晃）それでは、議案第240号及び議案第241号の議案2件を一括議題といたします。

これらの議案2件については、本市が施工する道路メンテナンス事業について工事請負契約を締結しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、討論、採決についても一括して行ってまいります。

当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（中島弘喜）議案つづりのその2、240—1ページをお願いいたします。

道路メンテナンス事業川内河口大橋耐震補強（P5）工事の請負契約の締結についてでございます。

契約の目的、方法は記載のとおりでございますが、契約金額につきましては2億6,474万8,000円でございます。

契約の相手方は、植村・南日本運輸建設特定建設工事共同企業体となります。

次のページ、240—2ページをお願いいたします。

工事場所につきましては久見崎町地内とございますけれども、次のページの位置図に工事箇所をお示ししておりますとおり、河川内の工事になります。

工事の概要につきましては、P5橋脚をPCコンファインド工法を用いまして耐震補強を行うものでございます。

工事の内容を少し御説明させていただきます。議会資料の29ページをお願いいたします。

資料の upper 段に橋梁の側面図を記載してございますが、四角囲いをしてございます橋脚が工事対象の橋脚でございます。橋梁のほぼ中央部辺りの橋脚となります。

資料の lower 段にございます橋脚の正面図、平面図に網かけをしてございます部分が工事の施工部分ということになります。既存の橋脚の柱をプレキャストパネルで囲いまして、その中をコンクリートで充填いたしまして、地震の揺れなどに対する強度を高める工事を行うものです。

次のページをお願いいたします。

工事の準備から完成までの施工手順をお示ししてございます。

右側の上の写真につきましては、施工手順の⑧プレキャストパネル架設の様子でございます。橋上からプレキャストパネルをつり下げまして、水上の作業船を使用しながら所定の位置に設置している状況でございます。

その下の写真につきましては、施工手順の⑩、⑪の様子でございます。プレキャストパネルを設置した後に、水中コンクリートを橋上のコンクリートポンプ車により打設している状況でございます。

以上が工事の内容でございます。

続きで、議案第241号を御説明させていただきます。

議案つづり、その2の241—1ページをお願いいたします。

今御説明させていただきました議案第240号と同じく、道路メンテナンス事業川内河口大橋耐震補強(P7)工事の請負契約についてでございます。

契約の目的、方法、工事内容等につきましては、先ほど説明をさせていただいた内容と同様でございますので、相違点について御説明させていただきます。

契約金額が2億5,520万円です。契約の相手方は、田代・西日本興業特定建設工事共同企業体となります。

また、工事箇所につきましてはP7橋脚でございまして、先ほどのP5橋脚よりも北側に二つ隣の位置となります。

議会資料の31ページに位置はお示ししております。御参照いただきたいと思っております。

○委員長(森満 晃) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論は一括して行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 討論はないと認めます。これより採決に入ります。

採決は、議案第240号及び議案第241号、議案2件を一括して行います。

採決します。これらの議案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 御異議なしと認めます。よって、これらの議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長(森満 晃) 次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたしま

す。

当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長(中島弘喜) 予算に関する説明書の72ページをお願いいたします。

8款2項1目道路橋梁総務費は、職員の給与関係の調整により21万8,000円増額するものでございます。

その下になります。8款2項2目道路維持費でございます。説明欄でございます工事請負費1億5,000万円の増額は、市道の舗装や維持修繕に関します工事費でございまして、15か月予算となります。

その下の備品購入費200万円の減額につきましては、道路補修班の2トンダンプを購入いたしました執行残でございます。

次に、8款2項4目橋梁維持費でございます。工事請負費2,500万円の増額につきましては、7月豪雨で被災しました陽成町の宮田橋を災害復旧工事に併せまして現況幅員3メートルを5メートルに拡幅するための経費が主なものでございます。

次に、76ページをお願いいたします。

一番下の行でございます。9款1項6目災害対策費でございます。補正額のうち、建設維持課分につきましては、説明欄にございましており委託料500万円の増額で、これは、7月豪雨災害で被災いたしました勝目川、百次川の災害復旧計画に併せまして内水対策の検討業務を行うための経費でございます。

次に、89ページをお願いいたします。

11款2項1目現年公共土木災害復旧費でございます。工事請負費1億3,920万円の増額につきましては、7月豪雨及び台風10号に伴う災害査定で確定いたしました災害復旧工事費に不足が生じたためでございます。

引き続き歳入の説明をさせていただきます。27ページをお願いいたします。

2段目でございます。15款1項4目1節公共土木災害復旧費負担金につきましては、歳出で御説明いたしました災害復旧工事費の増額に伴う国の負担金9,280万円の増額でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

15款2項6目1節道路橋梁費補助金は、橋梁

補修工事に関します国の交付金の内示額が確定いたしましたして、これに伴い1,500万円減額するものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

18款1項10目1節消防費寄附金のうち、建設維持課分につきましては、災害復旧に対します寄附の申出がありましたので、12万円増額補正をするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の下から5行目でございます。8款2項道路橋梁費の道路維持補修事業1億5,000万円につきましては、歳出におきまして説明をさせていただきました道路維持費の15か月予算に伴うものでございまして、公共工事の平準化を図るために繰越しをした上で執行するものでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項等はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。以上で、建設維持課を終わります。

---

#### △都市計画課の審査

○委員長（森満 晃）次は、都市計画課の審査に入ります。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止してございました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○都市計画課長（香月貴廣）予算に関する説明書の73ページをお開きください。

都市計画課は、歳出としまして、8款5項1目都市計画総務費の説明欄を御覧ください。事項、都市計画総務費の公共サイン整備事業として、電源立地地域対策交付金対象事業として実績見込みに伴い国庫支出金と一般財源との財源調整をお願いするものです。

次に、その下の8款5項2目街路費、事項、中郷五代線整備事業について、川内川河川事務所との協議調整によりまして、令和2年度協定負担金の増額に伴いお願いするものでございます。

歳入についてはございません。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。以上で、都市計画課を終わります。

---

#### △区画整理課の審査

○委員長（森満 晃）次は、区画整理課の審査に入ります。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止してございました議案第244号を議題といたしま

す。

当局の補足説明を求めます。

**○区画整理課長（城之下 誠）** 予算に関する説明書の73ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費であります。説明欄を御覧ください。天辰第一地区及び天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算の補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

**○委員長（森満 晃）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（森満 晃）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

---

△議案第246号 令和2年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

**○委員長（森満 晃）** 次に、議案第246号令和2年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長（城之下 誠）** 予算に関する説明書の128ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費については、増額補正をお願いしております。

工事請負費につきましては、同じく区画整理事業である入来温泉場地区において社会資本整備総合交付金事業の執行可能額が確定したことから、区画整理事業間の調整を行い、天辰第一地区の早期事業完了に向けて事業推進を図るために増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、125ページをお開きください。

3款1項1目国庫補助金につきましては、歳出の補正に伴う財源調整により増額するものであります。

次に、126ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出の補正に伴う財源調整により増額するものであります。

次に、127ページをお開きください。

8款1項1目土地区画整理事業債につきましても、歳出の補正に伴う財源調整により合併特例事業債を増額するものであります。

次に、122ページにお戻りください。

第2表地方債補正については、起債対象額の追加に伴い限度額の変更を行おうとするものであります。

**○委員長（森満 晃）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（森満 晃）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（森満 晃）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（森満 晃）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第247号 令和2年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算

**○委員長（森満 晃）** 次に、議案第247号令和2年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長（城之下 誠）** 予算に関する説明書の140ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費については、増額補正をお願いしております。

負担金補助及び交付金につきましては、川内川河川事務所との受託合併工事負担金の確定に伴い減額するもので、委託料、工事請負費、補償金につきましては、天辰第一地区同様、事業推進を図るため、予算の増額及び予算の組替えを行っております。

次に、141ページをお開きください。

2款1項1目公債費元金につきましては、借入条件の確定により減額するものであります。同じく2目利子につきましても、元金と同様に借入条件の確定により減額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、137ページをお開きください。

3款1項1目国庫補助金につきましては、歳出の補正に伴う財源調整により増額するものであります。

次に、138ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出の補正に伴う財源調整により減額するものであります。

次に、139ページをお開きください。

8款1項1目土地区画整理事業債につきましても、歳出の補正に伴う財源調整により合併特例事業債を増額するものであります。

次に、134ページをお開きください。

第2表地方債補正については、起債対象額の追加に伴い限度額の変更を行うものであります。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今、補正予算は可決ということによかったんですけども、天辰第二地区の今仮設道路で通っているんですが、本道の完成時期のめどというのはいつぐらいになるんですか。

○区画整理課長（城之下 誠）本道と言われますと向田天辰線、県道の部分ということでよろしいでしょうか。県道の部分につきましては、河川事務所との協定を結びまして令和8年度完成を目標に今進めているところです。

○委員（成川幸太郎）そうすると、それまでは今の仮設道路を造った河川敷の工事というのは進まないということですね、まだ。

○区画整理課長（城之下 誠）今の仮設道路につきましても迂回路として使っておりまして、迂回路の部分につきましても、途中で迂回路をまた切り替えながらやっていく形になりますので、今現在使っている迂回路自体は令和4年度ぐらいまでの利用の形となるという予定で今予定しております。

○委員（成川幸太郎）分かりました。じゃあ、迂回路をもう一つまた造り替えるということになるわけですね。今のどこか近くにこう。

○区画整理課長（城之下 誠）今、迂回路が使っている部分のところにつきましては、向田天辰線の道路自体も河川事務所をお願いして堤防と同時に県道部分を築造していくように計画をされていますので、迂回路部分を本道に切り替えていくという形で、奥のほうはちょうど今迂回路が白浜川で今の現道と前の県道と取り次いだところがあると思うんですけど、あの部分から先については、今度は県道の部分に新しく県道ができる部分をもっと川側じゃなくて陸地側のほうの宮之城線跡地があったあちのほうを走る形になるものですから、そこを造るまでは今の県道をそのまま利用するという形で走っている形になります。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

以上で、区画整理課を終わります。

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（森満 晃）次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（上川原雅之）予算に関する説明書の73ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費におきまして、入来区画整理推進室分は、右側の説明欄に記載のとおり、繰出金の減額でございます。これにつきましては、特別会計において交付金事業の実績見込みによる減及び償還元金等の確定により財源を調整したことによるものであります。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。  
ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

---

△議案第248号 令和2年度薩摩川内市  
入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計  
補正予算

○委員長（森満 晃）次に、議案第248号令和2年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（上川原雅之）予算に関する説明書の153ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費におきまして減額するものであります。内訳についてですが、右側の説明欄を御覧ください。交付金事業の実績見込みにより、委託料、工事請負費を減額するものであります。

次の154ページをお開きください。

2款1項公債費におきまして減額するものであります。内訳についてですが、右側の説明欄を御覧ください。長期債償還元金、償還利子とも額の

確定により減額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻りまして150ページをお開きください。

3款1項1目国庫補助金の減額は、交付金事業の実績見込みにより減額するものであります。

次に、151ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金の減額は、交付金事業の実績見込みによる減及び償還金の確定による減に伴い財源を調整するものであります。

次に、152ページをお開きください。

7款1項1目土地区画整理事業債の減額は、交付金事業の実績見込みによる減に伴い財源を調整するものであります。

次に、地方債補正につきまして説明いたしますので、前に戻っていただき、147ページをお開きください。

第2表地方債補正につきましては、起債対象額の減額に伴い限度額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。  
これより討論、採決を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。  
以上で、入来区画整理推進室を終わります。

△建築住宅課の審査

○委員長（森満 晃）次は、建築住宅課の審査に入ります。

△議案第242号 薩摩川内市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（森満 晃）議案第242号薩摩川内市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（南 忠幸）議会資料の33ページをお開きください。

市営住宅等の指定管理者につきましては、平成18年度から川内地域、平成28年度から本土4支所地域に導入してきておりますけれども、甌島地域につきましても甌大橋の開通を踏まえまして令和3年度から導入を計画しているところでございまして、この後の議案第243号で甌島地域の市営住宅等の指定管理者の指定について提案させていただきます。

つきましては、甌島地域の市営住宅等につきまして指定管理者に管理を行わせることによりまして、本市の全ての市営住宅等が指定管理者の管理となるため、指定管理者の指定に先立ちまして、市営住宅条例、一般住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例に規定しております指定管理者による管理につきまして、「市長が指定するものに行わせることができる」規定から「できる」規定を削りまして、「市長が指定するものに行わせる」規定に改定しまして、指定管理者に管理を行わせない住宅等に関する条文第2項を削除するものでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。  
これより討論、採決を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第243号 薩摩川内市営住宅等（甌島地域）の指定管理者の指定について

○委員長（森満 晃）次に、議案第243号薩摩川内市営住宅等（甌島地域）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（南 忠幸）議会資料の34ページをお開きください。

先ほどの議案第242号で説明させていただきましたとおり、市営住宅等の指定管理者につきまして、甌島地域について令和3年度から導入しようとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、甌島地域内の65団地319戸の市営住宅等及び敷地内にあります浄化槽や駐車場、公園などの共同施設等になります。

指定管理者に委託する業務としましては、入居者の募集から入退去の手續、施設の維持管理修繕、環境整備、一般管理事務等に関する業務のほか、入居者からの相談やトラブルの解決なども対応していただくこととなります。

指定管理の候補者は、薩摩川内市市里町里1904番地8、水建システム有限会社でございます。

次の35ページには指定管理者から提出されました事業計画の概要を、次の36ページには9月30日に開催しました選定委員会の選定経過の概要を記載してございます。

選定の理由でございますが、候補者におきましては、安定した経営及び組織体制となっており、施設管理に対する心構えや取組内容も充実していること、修繕業務に関する経験豊富な有資格者等が在籍しており、施設の管理・営繕業務を適切に

実施できること、あわせて、緊急時の24時間体制など、総合的に評価しまして適正な団体であると判断したものでございます。

次の37ページには採点結果表を記載しております。採点結果は、表の下から2番目の欄になりますけれども、800点満点中、候補者が539点、もう1社、B社のほうが475点となっております。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）次に、審査を一時中止してございました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（南 忠幸）予算に関する説明書の71ページをお開きください。

8款1項2目建築指導費におきまして、建築指導行政に係る会議や研修が新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして書面開催や次年度延期等となったため、出会報酬、旅費、交流会費及び出席負担金の減額を行うとともに、危険廃屋等解体撤去促進事業補助金につきまして、9月の台風10号の襲来によりまして危険な廃屋等への認識が高まり相談等も増加しておりまして、申請件数の増加が見込まれるため、増額を行うものでございます。

次に、75ページをお開きください。

8款6項1目住宅管理費、事項、住宅管理費におきまして、人事異動に伴う職員給与費の減額及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う建築・設備関係の技術講習会への参加自粛によります旅費、出席負担金の減額を行いまして、事項、公営住宅ストック総合改善事業におきまして、国庫補助金の交付額減少に伴う工事請負費の減額及び技術講習会への出席負担金の減額を行うものでございます。

続きまして、歳入予算について説明いたします。

予算に関する説明書の26ページをお開きください。

14款2項6目土木手数料1節土木手数料におきまして、建築確認手数料の実績見込みにより減額を行うものでございます。

次に、28ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金4節住宅費補助金におきまして、社会資本整備総合交付金の交付決定額の減少に伴いましてストック総合改善事業補助金の減額を行うものでございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

予算に関する説明書の14ページをお開きください。

建築住宅課分は上から4番目になりますけれども、先ほどの議案第243号で説明させていただいたとおり、甞島地域の市営住宅等の指定管理の指定について提案させていただいておりまして、これによりまして市営住宅等（甞島地域）の指定管理者の指定管理料につきまして、令和3年度から令和7年度までの5年間の債務負担行為を設定するものでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を

行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（宮里兼実）** 毎年のことなんですけれども、市営住宅と借上型住宅があるんですが、借上型住宅は今何戸数ぐらいありますか。これでこの借上型住宅も満室になっているのか。それと、既存の市営住宅のほうで、全体で空きが何棟ぐらい、何戸数ぐらいあるのか。それを教えてください。

**○建築住宅課長（南 忠幸）** 借上型住宅についての質問でございますけれども、まず、借上型住宅には2種類ございまして、まず、借上型地域振興住宅につきましては、11地区に30戸をこれまで整備してきておりますけれども、現在、南瀬一般住宅の2戸が空いている状態で、入居率は93%となっております。

それと、横馬場市営住宅38戸、それと若葉市営住宅40戸の借上型市営住宅というのがありますけれども、こちらにつきましては常に入居希望者のほうが多く、退去されてもすぐに入居されている状況でございます。ほぼ毎回抽選での入居者の決定となっております。

それと、市営住宅全般の入居の状況ということですが、現在、市営住宅等の管理戸数が全体で2,502戸ございまして、入居数が1,922戸で入居率が76.8%となっております。地域別で見れば、川内地域のほうで1,417戸ありまして入居率が79.5%、本土4支所地域のほうで766戸ありまして入居率のほうで71.0%、甌島地域のほうで319戸ありまして79.0%という入居率になっております。

**○委員（宮里兼実）** 大体分かりましたけれども、これも毎回質問するんですけれども、家賃の滞納額というのが分かったら教えていただきたい。

**○建築住宅課長（南 忠幸）** 11月末現在におきまして、現年度分の年間の調定額が4億5,282万7,100円に対しまして、収入済額のほうで2億8,886万8,310円で、収納率が11月末現在で63.79%となっております。

現年度分の滞納状況につきましては、12月15日の段階で11月分までを納入していない方

が163人おまして、全体では232月分の421万8,590円が滞納になっているという状況になっております。

また、過年度分につきましては、滞納者が225人おまして、調定額7,472万6,336円に対しまして、収入済額が352万4,748円で、収納率のほうで4.72%となっております。

これから年度末に向けまして定期的な電話催告とか臨戸の徴収などを行いまして、徴収体制を強化しまして滞納額の縮減に努めていきたいと考えているところでございます。

**○委員（宮里兼実）** 申し上げにくいとは思いますが、個人で滞納額が一番多い人でどれぐらいの滞納金額になるのか。分かったら教えてください。

**○建築住宅課長（南 忠幸）** 滞納額の多い方ということですが、入居者の中での滞納の最高額の方が、大体、一番多い方が130万円弱の方がいらっしゃいます。それと、退去された方の滞納の最高額の方が260万円余りの方がいらっしゃいます。

**○委員（宮里兼実）** 退去されて260万円ぐらい、この金額はもう全く回収できる見込みがあるのかなのか。

**○建築住宅課長（南 忠幸）** 過年度分の退去者分につきましては、特に滞納家賃等の分割の誓約書が取れている方については対応ができていますけれども、古い債権で分割の納付の約束が取れていない方への対応が厳しいのが現状となっております。今申し上げた滞納額の高額の方に対してはなかなか徴収ができていないところでございます。

**○委員（宮里兼実）** 極端に言いますと、そういう人は全く見込みがない、もう諦めておるような状態なのか。普通の民間業者と比べますと、そういうところが甘い。私に申しますと甘いところがあると思っておるんですけれども、そういうところはもう欠損でどんどん回収もしない。それか、何とか努力をして回収をすると。どちらを選ばれるのか教えて。

**○建築住宅課長（南 忠幸）** 市営住宅の使用料は私法上の債権ということで取り扱っております。時効は5年というふうになっておりますけ

れども、市債権につきましては民法の規定によりまして消滅時効が完成しましても債務者の時効の援用がない限りは債権は消滅しないこととされております。市債権につきましては、権利を放棄する方法としましても、地方自治法の規定に基づきまして適正な滞納整理を徹底して、なお徴収が不能または不相当と判断される場合は、議会の議決を経てその権利を放棄できることとされております。

ただ、債権管理の事務処理方法につきましては、債権管理の適正化と事務の効率化を図るために、債権の免除や放棄などの市の統一的な処理基準を定めた債権管理条例等の制定が必要ではないかと考えております。しかしながら、本市におきましては現在のところ検討段階で、まだ具体的には進んでいないのが現状でございます。

他の自治体の取扱状況などを調査・研究しまして、参考になるところがあれば取扱い等を検討していきたいと考えております。

**○委員（石野田 浩）** 今に関連してなんですが、市営住宅もあちこち老朽化して耐用年数を過ぎていくというのものもあると思うんです。全体的に見てどういう形になっているのかお示ください。

**○建築住宅課長（南 忠幸）** 公営住宅等長寿命化計画におきまして、耐用年限を超過しまして敷地が一定規模以上あり、需要が見込める団地につきましては建て替えをするということで長寿命化計画には載せております。耐用年限を超過して敷地面積が狭小であったり需要が見込めない団地につきましては用途廃止することとしておりまして、全室が空き家になったところから廃止をしまして解体していくという計画をしております。

**○委員（石野田 浩）** 今、いろんな費用等を聞いていて、住宅政策というのは非常に難しいと思うんですけど、ただ、町なかにはマンションがいっぱい民間のやつができています。そういうのにだんだん吸収されて、ますます中心市街部と地方との格差が出てくるんです。だから、そういうことを加味しながら住宅政策というのはやっていかなきゃいけないと思うんです。それが行政サービスとして、住宅は、郊外にある市営住宅を造り直すときには地方に持ってくるのか、まとめると

か、廃止するんじゃないかと、既存の住宅を維持できるような方法で、もちろん家賃等の設定は違ってくると思うんですけども、それを残していかないと、ますます地域格差が出てきて田舎は疲弊化していくということにつながると思うんです。その辺を十分これから考えていただいて住宅政策は立てていただきたいなど、そういうふうに思いますが、今さっき言われた空き家になったところから廃止だとかそういうふうにしていくということなんですけれども、どこかへ建て替えるとかというような計画はあるんですか。ないんですか。

**○建築住宅課長（南 忠幸）** 今年度、長寿命化計画の見直しをしておりますので、またその中で建て替え等の検討はしていきたいと考えております。

**○委員（石野田 浩）** 建て替える、確かに費用的には難しいのかもしれないけれども、しかし、それは行政サービスで市民に同じようにサービスというのは行き届かなきゃいけないと思うので、ぜひ、その辺のところは、既存の住宅地には既存の市営住宅に見合ったものを再構築してもらうというような考えでやっていただきたいなと思います。要望です。

**○委員長（森満 晃）** そのほかありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（森満 晃）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、建築住宅課を終わります。

△商工政策課の審査

**○委員長（森満 晃）** 次に、商工政策課の審査に入ります。

△議案第210号 薩摩川内市工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

**○委員長（森満 晃）** まず、議案第210号 薩摩川内市工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○商工政策課長（末永知弘）** 別途配付の議会資料、商工観光部の1ページを御覧ください。

まず、改正を行おうとする工業等開発促進条例

は、ページ下の2の目的に記載のとおり、本市の工業等の開発促進で工場などの新設または増設の際の優遇措置といたしまして、固定資産税の課税免除などの規定をしている条例でございます。

1に戻っていただきまして、改正の内容でございます。地域経済牽引事業の促進による地域の経済発展の基盤強化に関する法律の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴いまして条ずれが生じることから、これを是正するため、関係条例を整理するものでございます。

なお、今回の改正によりまして課税免除等の内容に変更はございません。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○商工政策課長（末永知弘）予算書の68ページを御覧ください。

歳出になります。

7款1項1目商工総務費の事項、商工総務費は、商工観光部全体の職員給料並びに職員手当を減額しようとするものでございます。10月の人事異動に伴うものでございます。

その下の事項、地域おこし対策事業費は、本年

度募集を行っている地域おこし協力隊のうち、本課所管する協力隊員一人が現在まで採用に至っていないということから、人件費の執行見込み減により減額をするものでございます。

次に、69ページをお開きください。

2目商工振興費の事項、中小企業振興費は、新型コロナウイルス感染症関連地域経済対策支援事業補助金の実績により、執行残を減額するものでございます。

その下の企業立地事業費は、例年、商工会議所が実施しております創業スクールが新型コロナウイルスの関係で実施困難となったことから、当該補助金を減額するものでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○商工政策課長（末永知弘）それでは、委員会資料の商工観光部の1ページをお開きください。

新型コロナウイルス関係で大きく二点を報告をさせていただきます。

まず、一点目は、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口への相談・問合せの状況でございます。3月10日の窓口設置から延べ1,774件の相談等があり、その主な内容は、資金繰りでセーフティネット保証などの相談が最も多い状況となっているところでございます。

二点目です。各種支援制度の状況でございます。

(1)は中小企業信用保険法の規定による特定中小企業等の認定状況です。内容といたしましては、新型コロナウイルス関連の制度資金を活用する際の要件認定でございます。11月30日までの認定件数600件となっているところでございます。

危機関連保証につきましては、今回のコロナウ

イルスの発生に伴いまして発動されたものでございまして、認定件数も多くなっているという状況でございます。

(2)の地域経済対策支援事業補助金、(3)の休業等協力支援金及び次ページの(4)の追加休業要請支援金は、申請期間が終了したものでございます。それぞれ申請件数の実績を記載してございます。

(5)のテナント家賃支援金は、国が実施する家賃支援給付金を受けた事業者に市が加算して支援するもので、8月の受付開始から86件の申請、

(6)の店舗等感染防止対策支援事業補助金は、店舗等で感染防止を図るための改修、機器導入を支援するものでございまして、これまで53件の申請があったところでございます。

(7)のふるさと応援券事業は、第2弾のプレミアム商品券の事業でございます。今月10日から引換販売と併せて利用開始したところでございます。

また、購入の方法につきましては、事前申込みとしておりましたところ、発行数10万セットに対しまして有効申込みが2万9,553件、19万7,712セットということでございましたことから、抽選による販売としたところでございます。抽選の方法は、なるべく多くの申込者に行き渡るよう、必ず1冊は購入できるようにした上で、2冊目以降の申込みについて抽選を行ったところでございますが、購入申込受付の一部において事務処理に誤りがあることが一昨日判明いたしました。その詳細について説明をいたしますので、本日配付をいたしました商工政策課の委員会資料を御覧いただきたいと思っております。4の両面刷り1枚紙でございます。よろしいでしょうか。

1の内容でございます。今回の商品券販売は、先ほど申し上げましたとおり事前購入の申込みとしております。はがきの申込みとウェブによる申込みの2通りの申込方法としておりました。このうち、商品券事業の運営を行っている事務局にはがきで申込みされた方が一部が受付をされずに未処理となって抽選するリストから漏れていたものでございます。

(2)です。原因といたしまして、委託先の事務局において、受付作業と抽選のためのリスト作

成時に処理されなかった当該のはがきが200通でございます。その申込みの冊数は1,282冊ということでございます。

今後、早急にこの未処理となっているはがきが有効か否かの精査を行った後に、有効であれば、先般実施した方法と同様に、一人1冊は全員当選とする形を取って、残りの2冊目以降の申込分を抽選により決定することとしております。

また、本件に必要な追加経費は、委託先の事業者が負担することとなっております。

2の経過についてですが、9月の予算議決を頂いた後、運営事業者の選定を行い、10月2日から27日までの申込期間を経て、12月10日から引換販売ということになったところでございます。その後、一昨日の16日に未処理の報告を受けました。昨日17日までに対応策を協議しまして決定をしたところでございます。

3の今後の対応といたしまして、まずは、受付未処理になっている200人分のはがきの有効無効を判断をして、有効申込者に対しては、現状説明をした後に、準備ができ次第、抽選をした上で購入引換券を発送する予定としております。

次に、裏面2ページを御覧ください。

参考といたしまして、契約の概要と(2)に購入申込みと抽選の状況を記載してございます。申込総数3万552件で20万2,847冊の申込みを頂き、このうち2万9,553件、19万7,712冊が有効な申込みでございました。これを先ほど申し上げました方法で抽選を行ったところでございます。

申込総数の3万552件のほかに、応募期間が過ぎた後に届いたものが約140通ぐらいあるということでございます。

また、無効となった申込みが999件あり、その内訳は、同一人物による複数回の申込み、一人で10冊までの申込みのものを10回申し込んだとか、そういうものでございます。そういうものが約550件程度でございます。あと、住所、氏名の記載がなかったり、一部が漏れていたりするものの例でございます。住所を薩摩川内市神田町までで書いてあって番地が書いていないものとか、そのような不備があったものがございます。

次の(3)の商品券引換購入状況ですが、販売

開始から14日までの5日間で既に6割が今購入がなされたところでございます。

委託事業者のほうへは、今回の件も含めまして、今後の事業終了までの確な事業運営と関係者への丁寧な対応を求めたところでございます。市といたしましても、指導・監督を強化してまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。今回は大変お騒がせして申し訳ございませんでした。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今のふるさと応援券事業ですけれども、9月14日に応援券事業の予算の議決がなされて、公募型プロポーザル発注に10月6日で締切りになるんですけれども、これの発注の公募の周知の在り方というのはどんなふうな方策を取られたんですか。

○商工政策課長（末永知弘）ホームページによる募集の周知でございます。

○委員（成川幸太郎）ホームページだけですか。

○商工政策課長（末永知弘）はい、そのとおりでございます。

○委員（成川幸太郎）ホームページで募集をしているということが分かる手だてがしていなかったのかなと思う。というのは、じゃあ、これに対して問合せ件数が何件あって、実際に応募された方、企業は何社あったんでしょう。

○商工政策課長（末永知弘）お問合せの件数は3件でございました。そのうち2件が実際の募集に応じられたところでございます。

○委員（成川幸太郎）以前も公募、このプロポーザル方式というので非常に疑問が呈されたのがあったんです。これは要するにプロポーザルで募集されるのはいいんですが、例えば地元の企業である常日頃だと商工会議所だったり商工会であったりということにこういった事業をプロポーザルで公募しますよということで知らしめた後にすればいいんですけど、どうも事前に悪く言えば業者がもう決まっていて、そこにある程度持っていくために、あまり周りが知らないような形で公募をされたんじゃないかという疑問を持つ方もい

らっしゃるんです。もうちょっといつもは商工会議所や商工会等の協力をもらうわけですから、その中にこういった事業に参加したいというところがあったかもしれない。ただ、3件しか問合せがなかった。申込みは2件だったということですけど、確かにホームページだけでやればいいんですけど、どうもそこら辺が不思議な気がするんですけど、もうちょっとみんなに市の企業でそういった事業に取り組むというようなところがないのかということを知周するべきじゃなかったのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○商工政策課長（末永知弘）市全体に満遍なくという部分では多少そういう不足があったのかもしれない。我々、この予算を頂いたときに、商工会議所等にもお話に行き、こういうのを募集をするんですということは申し伝えていたつもりでございました。

○商工観光部長（古川英利）行き届いていない部分は申し訳ございません。ただ、今回の商品券事業については二つ要素がありまして、いわゆる利用できるお店の募集も逆算して、そして購入の申込みの周知もありました。どうしてもスピーディーにやらないといけないというところがありまして、なおかつ、事業費全体が16億円程度の大きい事業になりますので、そういった実績のある企業さんというようなこともありまして、ある程度条件も厳しくしながらやらせていただいております。厳しくというのは、資格もそうですし、スケジュールもそうですし、それから運営のところもですね。ですから、スケジュール的なことは会議所、商工会にも御案内しながら、実際、相談は、問合せは3件程度でしたけど、ほかにも興味を持っていらっしゃる事業者さんも、地元の方も実際来られて、そして応募されたところもそうですが、印刷の分を事業所でやるという中座組も含まれているようでしたので、行き届いていない分はあるかもしれませんが、実際、地元の事業者さんも参画されている部分もあるので、そこは御理解いただければありがたいと思います。

○委員（成川幸太郎）確かに時間がそんなにないと思うのはありましたけど、聞くところによると、請け負われた事業者さんはある自治体でほとんどこの商品券の発行に携わっていらっしゃ

って、それなりの実績は持っていらっしゃるようですが、既にそこに持っていくためのことじゃなかったのかなという疑いが持たれるようなことがないように、例えば、公募で公募型プロポーザル方式の発注を取りますということを知らせたというので、文書では知らせているんですか。口頭ですか。

○商工政策課長（末永知弘）商工会議所等には口頭でお知らせしております。

○委員（成川幸太郎）できたら文書でしてほしかったと思います。それと、それはもういいと思う。抽選の在り方で、今、私も確認したんですが、最低一人1口は当たりますということだったんですけれども、そのときには、10口応募者、口数応募によって調整をまとめて、そこで抽選をやっていくということだったんですけれども、20万セットぐらい応募があったわけだからほぼ半数になるだろうというのは分かるんですけど、10セット応募した方が1口しか当たっていないとか、1口は割り当ててあって、じゃあゼロというのがあったのかな、抽選がということで、口数別のまとめ方をするのであれば、全く半分ということではなくても、その前後で多少の調整機能があってよかったんじゃないかなと思うんですけども、10口申し込んで1口しか当たらなかったという人、私自身もこれはいいことだからと宣伝をした手前、非常に返答に苦慮したんですが、そういう配慮というのは全くなかったのか。

○商工政策課長（末永知弘）もともと応募多数であれば抽選をさせていただくということは申し述べさせていただいております。いろいろ検討はしたんですけれども、少しでも多くの人に満遍なくという意味からこういう抽選方法を取ったところでございます。

今、委員がおっしゃったのは、申込みの率に応じてということになってくるかなと思います。なので、10万に対して20万の申込みがあれば半分程度ということになりますので、10の人は5になる、8の人は4になるというような形のやり方かなと思うんですけど、果たしてこれを抽選と言っているのが我々も分からない状況ではあるんですが、また今後の検討にさせていただきたいと思います。

○委員（成川幸太郎）せっかく市民の方が期待してされたのに、あまりにも格差が起こるような結果が出たということに対しては、逆によかれと思ってやられたことが不満の種になってしまっただけでは意味がないと思うので、そこら辺には配慮した対策を取っていただきたかったなというのがあります。

○商工政策課長（末永知弘）先ほど委員のほうからゼロがあったのかという質問があったんですけども、1口が当たって2口目以降が当たっていないという方はいらっしゃいます。1口だけという方もいらっしゃいます。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

以上で、商工政策課を終わります。

---

#### △施設課の審査

○委員長（森満 晃）次は、施設課の審査に入ります。

---

#### △議案第211号 薩摩川内市総合運動公園施設維持補修基金条例の制定について

○委員長（森満 晃）まず、議案第211号 薩摩川内市総合運動公園施設維持補修基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○施設課長（堀切良一）議会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

1になりますが、今回制定の提案をしております基金は、整備後30年から15年ほど経過しました総合運動公園施設の長寿命化を目的に維持補修するためのもので、原資につきましては電源立地地域対策交付金を主な財源として予定しております。

(2)の造成と処分の期間につきましては、申し訳ありませんが、産業建設委員会資料の4ページを御覧いただきたいと思います。

(2)に造成・処分のイメージを記載しております。令和2年度から令和9年度までの8年間、積立てを行いまして、ある程度基金が造成される予定の令和5年度から取り崩して維持補修を行い

まして、令和11年度までで基金の役割を終えるという予定としております。これは、積立てを始めて廃止するまでおおむね10年、積立てを始めて2年から3年後に取り崩すといった経済産業省の指導に基づいて設定したものでございます。

議会資料の2ページに戻っていただきたいと思っております。

議会資料の2ページの1の(3)の目標額につきましては、積み立てる年度の財政状況等によりますので確定したものではありませんが、計画的に積み立てまして総額約4億円を目標に設定しております。

なお、初年度になります令和2年度の積立ては今回の補正予算に計上しております。

資料の2になります。基金を充当して維持補修を行う予定の施設と主な維持補修の内容、概算事業費を掲載しております。総額6億5,400万円の維持補修を予定しております。

○委員長(森満 晃) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第212号 薩摩川内市コンベンション施設整備・運営事業事業契約の変更について

○委員長(森満 晃) 次に、議案第212号 薩摩川内市コンベンション施設整備・運営事業事業契約の変更についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○施設課長(堀切良一) 商工観光部議会資料

の3ページをお開きください。

平成29年12月22日の議決を頂きまして締結しました薩摩川内市コンベンション施設整備・管理運営事業の事業契約につきまして、運営方法の確定などにより契約金額を変更するものでございます。

2の(1)の契約金額の変更につきましては、契約金額を2億7,911万円増額するもので、契約金額のうち設計及び建設業務に係る対価の金額の変更はございませんが、維持管理業務及び運営業務に係る対価を増額するものでございます。

(2)の期日につきまして、契約の期間は令和22年3月31日までとなっておりますが、ここに記載しておりますのは施設整備に関する部分になります。これまで本年12月25日までとしておりましたが、民間収益施設の完成に合わせまして令和3年7月30日に変更しようとするものでございます。

表の2段目と3段目に完成検査と引渡予定日を掲載しておりますように、①にSSプラザせんだいと本年7月末に完成予定の民間収益施設を結ぶ渡り廊下、広場の部分と②にSSプラザせんだい本体部分を分けて記載しております。

大きな3番ですが、契約金額の増減内訳を掲載しております。

(1)の施設整備に係る経費につきましては、設計、建築、設備、備品、その他の内訳としてはそれぞれ増減がございますが、契約金額の増減はありません。

(2)の運営に係る経費につきましては、オープンが約6か月延期することによる運営期間の短縮分による減額、休館日を月1回に減らすことや観客席のロールバックチェアの仕様変更など、設備等の変更による維持管理業務、運営業務が増えることによる増額が主な内容となっております。

なお、今回増額します2億7,911万円につきましては、令和21年度までの債務負担行為を設定する補正予算を今回計上しております。

○委員長(森満 晃) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第213号—議案第231号

○委員長（森満 晃）次に、議案第213号から議案第231号までの議案19件を一括議題といたします。

これらの議案19件については、各施設の指定管理者の指定期間がいずれも令和3年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、討論、採決についても一括して行ってまいります。

当局に補足説明を求めます。

○施設課長（堀切良一）商工観光部産業建設委員会資料の5ページをお開きください。

今回提案いたしますのは、1の表の施設名の欄に記載しております国際交流センター及び産業振興センター以下の全19件の指定管理者の指定であります。

公募を行いまして、1者あるいは2者から応募があり、地元地区コミ会長をはじめ6名の選定委員で選定を行っていただきました結果、指定管理候補者の欄に記載しておりますそれぞれの事業者が候補となりました。評価点数の欄に記載の数値は、選定委員の6名の合計点数であります。評価点数は600満点で360点を合格基準点と設定しております、全て合格基準を満たしております。

なお、19件とも現在の指定管理者が候補者となっております。

(2)の指定管理の期間は、19件とも共通の令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間になります。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。質疑は一括して行いますので、議案番号を述べた後、御質疑願います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論は一括して行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）討論はないと認めます。

これより採決に入ります。

採決は、議案第213号から議案第231号までの議案19件を一括して行います。

採決します。これらの議案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。

よって、これらの議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○施設課長（堀切良一）予算に関する説明書41ページをお開きください。

2款1項6目企画費の施設課分は、42ページの説明欄の上のほうの事項、コンベンション施設整備事業費になります。本年度、SSプラザさんだいの整備費用として計上しておりました委託料のうち、本年度の中間前払い金の額を除いた額を今回減額するものでございますが、この減額する委託料は改めまして令和3年度当初予算に計上を予定しております、今回の補正予算において令和3年度までの期間で債務負担行為を設定することとしております。

また、積立金につきましては、今年度予算措置しました一般財源を令和3年度に予算計上するために、川内駅東口交流施設整備基金に積み立てるものであります。

次に、川内駅コンベンションセンター管理費は

43ページになります。備品購入費は、SSプラザせんだいに設置するピアノの購入費用、また、企業版ふるさと納税で頂いた寄附金を活用促進基金に積み立てる予算を計上しております。

続いて、同じページの8目国際交流費の説明欄の事項、国際交流施設等管理費になります。修繕料は、常熟市との友好交流10周年を記念して総合運動公園内に設置しました琴川亭という中国式あずまのシロアリ被害の補修費用になります。工事請負費は、当初予算に計上しました国際交流センター空調設備改修工事の入札執行残1,022万3,000円の減額と、同じく国際交流センター非常用発電機の更新工事3,328万9,000円の追加の補正になります。

なお、修繕料、工事請負費とも来年度への繰越しを予定しております。

続いて、68ページになります。

7款1項2目商工振興費の説明欄の事項、川内港振興事業費のうち施設課分は修繕料で2件になります。台風9号で高潮の被害がありました川内港待合所の出入口階段等の修繕、また、劣化が進んでおります高速船ターミナルの東側の木材建具の塗装修繕になります。

続いて、87ページになります。

10款6項2目体育施設の備考欄の事項、総合運動公園管理事業費のうち施設課分は、先ほど議案第211号で審査いただきました今回新たに制定の提案をしております総合運動公園施設維持補修基金への積立金になります。

続いて、90ページになります。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費の説明欄の事項、現年公用・公共施設災害復旧費のうち施設課分は、修繕料として、台風10号で被害がありました里プールを覆う膜体の修繕、工事請負費は、同じく台風10号で被害がありました上甌の田之尻展望所遊歩道の復旧工事になります。

なお、2件とも翌年度への繰越しを予定しております。

続いて、歳入を説明いたします。33ページをお開きください。

17款1項2目1節利子及び配当金は、今回新たに設置予定の総合運動公園施設維持補修基金の

利子収入になります。

続いて、35ページになります。

18款1項1目1節総務費寄附金の施設課分は、説明欄の総務費寄附金になります。SSプラザせんだいに設置するピアノの購入費用に役立ててほしいと市内事業者1社からありました寄附金を計上しております。

続いて、36ページになります。

19款1項68目1節川内駅東口交流施設整備基金繰入金は減額になりますが、改めて令和3年度当初予算に計上を予定しております。

続いて、繰越明許費について御説明いたします。7ページをお開きください。

4件ございます。表の上のほうから2行目、歳出で御説明しました琴川亭修繕事業、3行目の国際交流センター非常用発電機更新事業、この表の下から2行目の里プール膜体修繕事業、一番下の行の田之尻展望所遊歩道災害復旧事業になります。この4件につきましては、年度内に完成する見込みがないため、繰越明許費を設定するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。8ページをお開きください。

表の1行目、歳出で御説明しました今回減額しますSSプラザせんだいの整備費用の一部を翌年度執行するために設定するものでございます。

2行目の管理運営業務委託につきましては、議案第212号で御説明しましたが、契約変更による増額分につきましては、令和21年度までの期間で設定するものでございます。

3行目の国際交流センター及び産業支援センター指定管理者の指定管理料は、先ほど審議していただきました指定管理者の指定に係ります設定であります。

指定管理に基づく債務負担行為は、そのほか、12ページの表の下から3行目の東郷共同福祉施設から一番下の行の高速船ターミナルまでの3件、13ページになりますが、1行目の上甌県民レクリエーション村から7行目の中甌地域活性化施設までの7件、14ページの7行目の樋脇サンヘルspark及び樋脇B&G海洋センターから、一番下の行、亀山小屋外運動場照明施設等までの5件、全16件になります。期間はいずれも令和3年度

から令和7年度までとなります。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（塩田耕太郎）観光の施設ですか。いいですか。下甌までの観光のお客さんが現地へ行かれたとき、これはガイドさんからの要望なんですけれども、今、手打浜にトイレがあるらしいんですけど、それが開放していないと。聞いたら夏場だけの施設だということで、これも開放してほしいと、一年中、通年という要望があったものですから、そのことについてお聞きしたいんですけど、場所は分かりますか。

○施設課長（堀切良一）手打海岸のシャワー施設のことでか。

○委員（塩田耕太郎）はい、そうです。

○施設課長（堀切良一）それは私どもの所管ではございませんで、承知はしておりません。また所管課のほうにそのことは伝えておきたいと思えます。

○商工観光部長（古川英利）たしかそのシャワー施設のトイレが夏しか手入れしていないというのは私も承知していますので、所管課に当たると、あと地元の支所と調整をして、現状を把握して、何らかの対応ができるかどうか確認したいと思えます。

○委員（塩田耕太郎）所管をもう一度。どこですか。

○商工観光部長（古川英利）建設部かどこかになると思えますので、確認をさせていただきます。すいません。

○委員（塩田耕太郎）前回もそういう要望が

あって課のほうに言ったんですけど、再度要望があったものですから、ガイドのほうから。しっかりと取り組んでいただきたいと要望しておきます。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

以上で、施設課を終わります。

---

#### △交通貿易課の審査

○委員長（森満 晃）次は、交通貿易課の審査に入ります。

---

#### △議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）予算に関する説明書の43ページをお開きください。

2款1項8目国際交流費、説明欄、事項、国際交流事業費は、国際交流員招致事業及び中国常熟市交流事業における新型コロナウイルス感染拡大に伴い、業務見直しによる実績を見込み減額補正するものです。

次に、予算に関する説明書の68ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費、説明欄、事項、川内港振興事業費のうち交通貿易課分は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、11月に開催予定でありました薩摩川内ポर्टフェアを中止としたため、委託料等の減額と台湾台北市で行います鹿児島フェア出展参加負担金の増額補正が主なものです。

次に、事項、コミュニティバス等利用促進事業費は、国の支援事業であります地域間幹線系統確保維持費補助金は、複数市町村をまたがる幹線バスの赤字バス系統に補助を行うもので、鹿児島県から本市の負担額が示されたことによる増額補正、また、甌島地域自家用有償旅客運送事業補助金は、甌島地域で自家用車を使用し地域の共助により有償で運送を行うもので、今年度中の事業開始を見込んでおりましたが、令和3年4月に変更となっ

たため、減額補正するものです。

次に、事項、甑島航路利用促進事業費は、68ページ下段から69ページにかけて御覧ください。川内港高速船ターミナル及び串木野新港で行います検温用のサーモグラフィーカメラ購入費の執行残による減額補正が主なものです。

続きまして、歳入でございます。31ページをお開きください。

上段の16款2項5目商工費補助金1節商工費補助金の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金133万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、歳出で説明しました甑島地域の自家用有償旅客運送事業の事業開始が令和3年4月に変更となったためでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）商工観光部の産業建設委員会資料の6ページをお開きください。

主に新型コロナウイルス感染症対策事業3件について説明いたします。

(1) 公共交通等感染防止対策支援事業は、バス、タクシーなどの公共交通の感染防止対策に助成を行うもので、23件の申請を受けております。

(2) 甑島航路感染防止対策支援事業では、高速船ターミナル串木野振興にサーモカメラシステム一式を購入し設置しております。抗ウイルス抗菌加工実施支援につきましては、助成先の甑島商船が高速船、フェリーに対し、8月27日までに抗菌加工を終えております。

(3) 甑大橋開通甑島航路利用促進事業では、フェリー自動車航送一日5台限定で車両及び旅客の運賃を軽減する事業に対し補助するもので、実績で296台822人の利用実績があったと確認

しております。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（塩田耕太郎）関連といたしまして、公共交通等のこの中で乗り合いバスに関して、高齢化ということで、おじいちゃん、おばあちゃんが今回選挙で回って訴えられたのが、バスのあれが高いと。乗降口というのかな。「私は、乗ることができない」といって、そういうじいさん、ばあさんが多かったものですから、バス事業者に対して、低く乗りやすいように対策を何かできないものか。これも要望です。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）今の御意見をまた事業者とも確認をしながら、対応を検討したいと思えます。

○委員（塩田耕太郎）ぜひお願いいたします。

それと、私の理解ができていないのか分かりませんが、甑島への観光利用目的の車の航送料、これは観光客だけですか、鹿児島県に限っては。島民等は関係ないんですか。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）これにつきましては、鹿児島県民限定で甑島への観光利用を目的に行う方々について40%相当額の割引を行うということで、県民限定で行ったものでございます。

○委員（塩田耕太郎）私も一般質問で問うたんですけど、こういうことができるわけですから、島民にも航送料を安く、特定離島なんかを使って早急にしてほしいなど。そうならば、前も言いましたけど、車1台を余分に置かなくてもいいという状況になるかと思えますので、一つ関連としてこれも早急にできるようにしてほしいなと思えます。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）これにつきましては、一般質問の中でもあったかと思えますが、国の有人国境離島の関係で要望をしているところがございますので、引き続き所管課のほうで行うというふうに認識しております。

○商工観光部長（古川英利）今の御要望とは直接関係ないんですが、先ほど、私、中途半端なことを申しましたので、しっかりお答えをさせていただきます。

手打海水浴施設内のトイレにつきましては建設整備課が所管であります。ただ、いわゆる麓地区の散策をされている方々のトイレの問題でもあると思いますので、観光も含めて所管課のほうともまた調整したいと思います。

ちなみに、管理委託は手打地区のコミュニティ協議会にもお願いしているところでもありますから、こちら辺も含めて対応をまた検討させていただきたいと思います。

**○委員（大田黒 博）** 確認をしたいと思いますが、新しい案件かと思いますが自家用有償旅客運送についてでございますけれども、このたび、甌島青瀬地区において、この事業を活用して、事業を4月1日スタートの利用をされるということをお聞きしました。なかなかいいなと思いつつ、甌島に限るのか。適正化計画の中でコンパクトシティを含めて小さな拠点づくりをしながら、東郷の藤川、あるいはそういうところが場所を導入してやりました。そのほかの事業だと思いますけれども、薩摩川内市内、各市内に対応できるのか。甌島に特化されるのか。その辺を含めてまず御説明いただけないでしょうか。

**○交通貿易課長（有馬眞二郎）** 今、委員がおっしゃられました自家用有償旅客運送事業は、主にバス、タクシー等が運行されていない過疎地域等におきまして、住民の日常生活等に移動手段を確保するというために、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送するという仕組みになっております。

甌島につきましては、バスが通っていない地域であったり、空白地域であったりというところでやっております、本土のところにつきましては、バスが通っていたり、旧4支所であればデマンドでカバーしていたりということもありますので、全体を網羅している部分と違う部分とあります。そこら辺りを勘案しながら、本土のところでもできないかは今後検討はしていきたいというふうに思っております。

**○委員（大田黒 博）** 分かりました。なかなかいい事業で、島にデマンド方法しかない関係があるとすると、コミュニティ協議会の頑張りによっては、今後はこういうバスを購入して、活用によっては住民の足にしっかりなれるのかなと思

ております。ほかの甌島を含めた小さな集落においてもそういうのが可能なのかなと思いつつ、青瀬地区の頑張りという形での利用をしっかりと注視していきたいなと思っておりますので、また、県の許可を頂いたんだろうと思っておりますので、その辺を含めてぜひいい形でスタートをさせていただきたいと思っております。補助金についての100万円の取扱いについては、それぞれのまた島民の検討課題かなと思っております。その辺はそれでよろしいのでしょうか。

**○交通貿易課長（有馬眞二郎）** 今、委員おっしゃられましたとおり、今、県のほうにも申請のほう、うちの職員も一緒に行きまして、地元のコミュニティ協議会と一緒に取り組んでいるところでございます。ですので、そこら辺りを勘案しながら今後は進めさせていただきたいというふうに思っております。また、これが広がるような形を取っていければというふうに思っております。

**○委員（宮里兼実）** バスはそっちの管轄か。電気バス。あれは年に何回ぐらいかは使っているの。

**○交通貿易課長（有馬眞二郎）** 電気バスにつきましては、次の次世代エネルギー課になります。

**○委員（石野田 浩）** お尋ねしますけど、この2番のところに川内港振興事業についてという項目があるんですけど、この中に1、2、3か、協議会とか検討会とかというのを書いてあるんですけど、この構成メンバーはどういう形の人たちですか。

**○交通貿易課長（有馬眞二郎）** 川内港振興事業につきましては、川内港地域活性化協議会につきましては、市長を会長とした活性化協議会、そのほか、港に関連する方々、また、国・県の関係者等を集めた活性化協議会でございます。次世代型林産物は、主に林産品に関する輸出について拡大をしようということで、関係者、これにつきましても、国県も含めですけれども、民間の方々も含めた協議会ということでやっております。

**○委員（石野田 浩）** 1番目の川内港の地域振興活性化協議会というのは行政だけか。

**○交通貿易課長（有馬眞二郎）** これにつきましては、国、県、市、経済団体、関係企業ということで、行政だけではございません。これにつき

ましては、地元の商工会議所、商工会、それから貿易振興協会、そのほか、民間の企業等、また、鹿児島港運協会など、港運関係の方々にも入っていただいている協議会でございます。

○委員（石野田 浩）これは公開だろうから、メンバーが後で分かったらペーパーを頂けたらいいと思います。

○委員（塩田耕太郎）甑島の感染のことなんですけど、今は水際作戦ということで、串木野港、川内港で行ってもらっていますけれども、帰りに島から出る場合、防止の強化策として、島から出るときも必要じゃないかと思うんです。両方。入り、出で。だから、そういう設置については考えられないかということ。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）一番なのは、最初に甑島に入ってくる方々につきまして、島の医療の関係等を勘案して、二つのところしかありませんので、そこから水際対策として入るところで検温をするということを見せていただいております。今度は、甑島から出る場合には、島民の皆さんの健康管理等は各自でやっていただきながら、必要最低限のところ、また、港も甑に来ますと多いですので、その最低限のところ水際対策を甑島商船と一緒にやらせていただければというふうに思っております。

○委員（塩田耕太郎）私が言いたかったのは、島民はそうしてみんながお互い注意しながらやっていますけど、観光客が入ってこられて一晩で症状が出たり分からないですもんね。甑に入られてから出る場合、帰られる場合、そこらを心配して言うことなんですけど、そこについてはどうですか。

○交通貿易課長（有馬眞二郎）新型コロナウイルスの関係につきまして、島でそういうことが起こるといえるときには、市民福祉部関係と連携しながら、また、そうなったときの対応というものは、そことも連携をしながら市民福祉部のほうでされますし、我々のほうも連携しながらそこはやっていきたいというふうには思っております。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

以上で、交通貿易課を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね15時15分とします。

~~~~~

午後3時 2分休憩

~~~~~

午後3時15分開議

~~~~~

○委員長（森満 晃）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△次世代エネルギー課の審査

○委員長（森満 晃）次は、次世代エネルギー課の審査に入ります。

△議案第232号川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業次世代エネルギーシステム整備工事請負契約の変更について

○委員長（森満 晃）次に、議案第232号川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業次世代エネルギーシステム整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○次世代エネルギー課長（田中道治）議会資料の71ページで御説明申し上げます。

変更の内容です。まず1番目に、契約の金額3億5,420万円を3億7,326万8,000円に変更するものでございます。

変更の内容ですが、三点ございます。まず一点目が使用資材数量及び仕様の変更でございます。中身的には、コンベンション施設の建物入り口の階段下に設置いたします地中熱利用設備の機器メンテナンススペースを確保するため、レイアウト変更が生じ、数量、仕様の変更を行うもの。二点目がシステム開発の追加となっております。コンベンション施設に導入する次世代エネルギー設備の見える化に加えまして、各フロアごと見える化を図るため、中央監視装置ネットワークシステムに接続するソフト開発の追加。三点目が工期でございます。令和元年9月25日から令和2年12月25日を工期としておりましたが、令和3年1月29日に変更するものでございます。

資料の72ページ、73ページにつきましては、階段下の工事図及び導入設備の概略図をお示ししております。

なお、コンベンション施設につきましては、令和3年1月8日が開所となっております。ハード整備につきましては1月8日に間に合うように設備整備いたしまして、ソフト開発につきましては運用と点検がございますので、1月29日までに確認を行うこととしております。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）今、説明がありましたけれども、この変更においては、なるほどそうなのかもしれませんけど、設計を含めて変更、変更で来ています。その辺が少し全体を見て工期がちゃんと分かっていたわけですから、どうにかならなかったものかという疑問は出ます。そのことは最後に説明されるのか。もうちょっと詳しく頂きますか。

○次世代エネルギー課長（田中道治）まず、階段下の見える化の設備につきましては、当初は当初の設計のとおり終わる予定でございました。しかしながら、階段の横にSS広場がございまして、利用客が多数見込まれます。その中で点検整備が予想されたときに、ポールを置いたりだとか、いろんな仮設の工事点検のスペースを設けるよりも、今回変更をして、その扉の中で点検が行われたほうが一番利用客にも安心・安全で使ってもらえるんじゃないかということで今回見直したところでございます。

それから、ソフト開発の追加につきましては、家庭用のエネルギーマネジメントシステムについても、太陽光の発電量だとか建物全体の使用量が分かるようになっておりますけれども、川内駅が交通結節地点でもあるということ、それからコンベンション施設が非常に集客の人数も多く、利用が見込まれることを考えて、エネルギー構造高度化の補助金も活用していることから、通常の見える化よりも、さらに各フロアごと、あるいは設備ごとの使用量が見える化するほうが、本当のエネルギー転換の理解促進につながると判断したために今回工期を延ばすこととなります。また、費用

もかかることとなりますけれども、やるべきではないかということで判断いたしましたところでございます。

○委員（大田黒 博）分からなくもないんですけども、一つは、設計屋がいて、しっかり工事を進める中に人員の増を図ったり想定したりする中のは予定内に入ってなきゃいけないと思うんです。だから、今、見える化とか言われますけれども、我々にとっては素人がほとんどなので、1月8日からスタートするその中で我々が視察をしたときにまた分かるように課長のほうから説明いただければなと思いますので、そのときでも図面化をしながらしっかりと今の件についての把握をしていただければありがたいかなと思っております。

○委員（成川幸太郎）今のと関連したことなんですけれども、1月29日まで工事が延びること、1月8日に開所式をやるわけですよね。その後、一般の人も入ってくる。そういったのを利用する人の障害になるようなことは発生しないんですか。

○次世代エネルギー課長（田中道治）階段下のハード整備につきましてはオープン前に終わるようになっておりますので、利用者に御迷惑をかけることはございません。ソフト開発については内部の作業になりますので、特段問題はないと考えております。

○委員（成川幸太郎）次世代エネルギー課なのかなと思いつつながら、結局、追加、追加で来るわけじゃないですか。これは部長がお分かりなのかもしれないけど、総額的にSSプラザについての費用が今こうして追加、追加で来ているけど、総額幾らに結果的に今の条件上ではなるんですか。分かれば。

○商工観光部長（古川英利）大田黒委員の御質問にも関連があるんですけども、まず、お答えさせていただくと、現時点では、整備に関しては本体が4.2億円、それから次世代エネルギー施設が3.7億円になります。これに運営管理の分が、今回補正もお願いした分が2.5億円ありますので、以前整備しました地中熱工事、次世代エネルギーの、こういったものを全部合わせますと6.7億円と5.4億円ですから7.0億円をもう超

えたような形になります。

また、このほか、民間収益施設の補助金も以前可決していただいたものが最大7.5億円程度になると見込まれますので、来年の民間収益施設の完成までにはそういった総体の話と、全協で説明させていただきましたが、総体事業に対する一財の負担の割合もまた最終的なものをお示しできると思います。

これが成川委員へのお答えなんです、総体的に言いまして、今回、工期がちょっとずつ延びたり、それから予算がちょっとずつ増えたりしているところについては、私どもは真摯に今受け止めているところでございます。全体をもうちょっと落ち着いて見据えて、変更がないようにということをもっと目指すべきだったんじゃないかということで、その御指摘はおっしゃるとおりだと思いますし、なおかつ、今回こういう形になっているのは、スケジュール的なものもありますし、PFI方式というところで、民間からの提案があったものに次世代エネルギー施設を追加したり、あと川内文化ホール機能も追加したりということであるんですが、いずれにいたしましても、完成後、うまく安全に使われてどんどんにぎわいが創出するようにということで、今回の変更につきましても、そういう効果が引き出せるようにということで提案させていただいたところです。

今回の経験を薩摩川内市全体でも共有しながら、同じようなプロジェクトが今後どうあるかどうか分かりませんが、きっちりと次につないでいきたいと考えています。

○委員（成川幸太郎）次世代エネルギー課のところじゃなかったんでしょうけれども、相当な金額になっていっているの、そういったことが起こらないように。次世代エネルギーとしては全く関係ないことだった。気になったものですかからお尋ねいたしました。

○委員長（森満 晃） そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃） 次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○次世代エネルギー課長（田中道治） 議案に関する説明書の41ページをお開きください。

2款1項6目企画費でございます。説明欄につきましては42ページとなります。下から2番目の次世代エネルギー利活用推進費の工事請負費につきまして80万円の増額補正を行うものでございます。

内容につきましては、産業建設委員会資料の7ページをお開きください。

上甕町中甕のコシキテラスと下甕町青瀬の瀬尾観音三滝公園キャンプ場に設置しておりました小型電気自動車向け充電ステーション、通称「青空コンセント」と言われておりますけれども、令和2年9月の台風10号で被災いたしましたため、その撤去費用を要求するものでございます。撤去理由は三つございます。一つ目が、当該製品がパッケージ商品で修理ができないこと。それから、同規模で台風が再度来た場合に被害が生じるのではないかということ。それから三つ目に、小型電気自動車、通称「コムス」と言っておりますが、その実証事業が令和2年7月で終了いたしましたことでございます。

なお、当該設備につきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業で整備しておりますけれども、今回の台風の災害で撤去することにつきましては、補助金の返納はないということで確認が取れているところでございます。

○委員長（森満 晃） ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○次世代エネルギー課長（田中道治）産業建設委員会資料の8ページになります。

令和2年度の次世代エネルギーフェアについてでございます。

開催日時が令和3年2月7日、日曜日9時から16時を予定しております。場所がSSプラザさんだいで、薩摩川内市企業連携協議会との共催で実施することとなっております。来場見込数は500人を見込んでおりますけれども、御存じのとおり、新型コロナウイルス対策といたしまして、検温、消毒、マスク等は徹底して行ってまいります。また、市内でクラスターなどが発生した場合には中止の方向で考えているところでです。

2番目のイベントの内容でございます。企業紹介のパネル展示、また、エネルギー見学ツアー、親子エネルギー教室及びワークショップを予定しております。

なお、エネルギーツアーからワークショップにつきましては、事前に申し込まれた48家族を対象といたしまして、事前予約制として考えております。ワークショップの中では、SDGsのカードゲームによって、次世代エネルギーとか環境、経済につきまして学ぶこととなっております。

9ページにおきましては、会場の使用イメージと出展企業をお示ししております。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）次世代エネルギーフェアですけれども、2月7日に来場見込み500人程度でやられると。ところが、昨年は、平成元年度は5,000人来ているというふう聞いたん

ですけど、10分の1に絞り込む方法というのは何か特別に考えていらっしゃるんですか。

○次世代エネルギー課長（田中道治）昨年までは、御存じのとおり、会場が総合運動公園になっておりました。大規模な駐車場等、それから大規模な体育館の中で集約した関係で5,000名になっておりますが、今回はSSプラザで行うことで500名にしております。

それと、絞り込みにつきましては、大ホールで行うSDGsのゲームだとかエネルギー教室につきましては事前登録制になっておりますので、関係以外の方は、登録者以外の方についてはこの大ホールに参加できないことになっております。ですので、通常の企業の展示ブースを見学してもらったり、SSプラザ全体を見学することになりますので、エネルギーフェアの趣旨に沿った集客人数としては500人が妥当だと考えております。

○委員（成川幸太郎）例えば、次世代エネルギーフェアの案内を広報紙とかでされるわけでしょう。そうしたときに、今までと一緒の感覚で一般の市民の方は来られると思うんです。来られた方をじゃあその中にはもう入れないと断るんですか。

○次世代エネルギー課長（田中道治）SSプラザの建物の中に入ることは拒んではおりません。自由に入ることができますけれども、大ホールで行うイベントについては参加できないという形になります。

○委員（成川幸太郎）いや、相当もめるんじゃないかなと思うので、そこら辺の対応がぴしっといくようにまた市民——せっかく今までと一緒だろうと思ってふわっとみんな来られたら、大ホールは入れないということで苦情が出ないような方法とか、告知の広報の段階でちゃんとしておいてもらわないと相当また不満が出るんじゃないかなと思いますけど、ぜひ気をつけて。

○次世代エネルギー課長（田中道治）1,000人以上のイベントにつきましては、鹿児島県と協議をすることになっております。コロナ対策も考えまして、1,000人以下の500名で登録制としていたしたところです。委員がおっしゃるとおり、自由に来られて参加できないのかとクレームが出ることも予想されますの

で、丁寧な広報に努めたいと思います。

○委員長（森満 晃） そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、次世代エネルギー課を終わります。

△観光・シティセールス課の審査

○委員長（森満 晃） 次に、観光・シティセールス課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃） まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○観光・シティセールス課長（橋口浩文） 予算に関する説明書の41ページをお開きください。

2款1項6目企画費の本課の補正予算額は、ふるさと納税PR促進事業費1億1,111万7,000円の増額で、ふるさと納税寄附額が当初目標額の3億円を上回る見通しとなったため、目標額を5億円とし、それに伴います返礼品等に要する経費を増額するものでございます。

あと、現状等につきましては、所管事務での説明をさせていただきたいと思います。

次に、68ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費の本課の補正予算額は、69ページの説明欄を御覧ください。地域経済事業費の1億2,500万円の減額でございます。プレミアム付商品券の販売見込みに伴います減額でございます。これにつきましても、現状等につきましては、所管事務でまた御報告させていただきます。

次に、7款1項3目観光費は3,731万6,000円の減額でございます。シティセールスプロモーション事業費、旅行誘客事業費の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、セールス活動やイベント等の中止によります減額でございます。

次に、70ページをお開きください。

地域おこし対策事業費の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、県外での地域おこし協力隊の隊員面接が実施をできておりませんで、採用できていないため、減額補正をするものでございます。現在9名のうち2名の採用をしているところでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、34ページをお開きください。

17款2項5目有価証券等売却収入は5,000万円の減額でございます。プレミアム付商品券の販売見込みに伴います減額でございます。

次に、35ページをお開きください。

18款1項1目総務費寄附金は、ふるさと納税寄附金が現在前年度比の150%程度で推移しているため、歳出で御説明いたしましたとおり、2億円を増額いたしまして、目標額を5億円とするものでございます。

○委員長（森満 晃） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第244号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○観光・シティセールス課長（橋口浩文） それでは、観光・シティセールス課分についてですが、産業建設委員会資料、商工観光部の10ページをお開きください。

1、旅行誘客事業費（1）きゃんぱくドライブインシアター in 薩摩川内でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の関係でほとんどのイベントが中止となりましたので、川内川花火大会のきゃんぱくシートの代替としまして、ファミリー層をターゲットに市内初のドライブインシアターを12月12日に開催いたしました。料金は1台3,500円で、実績といたしまして、一部は71台、二部は38台の参加でございました。

(後刻訂正発言、50ページ参照)

(2) 個人旅行型甌島旅行商品造成事業(こしまる旅フリーチョイス)でございます。有人国境離島の交付金を活用した個人型の旅行商品で、船、宿、体験を組み合わせ御利用していただくことによって船賃が約3割程度安くなる大変お得に御利用いただけるものでございます。

また、今年度は、コロナウイルス感染症拡大の影響対策といたしまして、最大1泊5,000円の宿泊助成がありましたので更にお得でしたけれども、この宿泊助成につきましては予算に達しましたので現在は終了しており、船賃のみの助成となっております。

このプランにつきましては、例年、時期によって船の時間と体験内容が変わりますために、6月から9月までと10月から3月初旬までで実施しており、昨年度は412名の参加でございましたけれども、今年度は期間が短くなって8月から9月、10月から3月までで実施しております。今、11月末現在で2,234人の御参加を頂いていまして、既に昨年度の参加者の5倍以上となっております。これにつきましては、甌大橋の開通やG・O・T・Oトラベルによる増加と考えているところでございます。

2、物産販売事業(1) 販路拡大事業についてでございます。市内産品のPR及び販路拡大を目的に、10月31日から11月1日の2日間、イオンタウン始良で薩摩川内特産市を開催いたしました。

3、シティセールスプロモーション(1) 川内大綱引PR事業についてであります。11ページを御覧ください。先ほど説明いたしました薩摩川内特産市と同時に開催をし、映画のPRと本市への誘客活動を行いました。映画につきましては、来年1月17日にはSSプラザで特別上映会が、5月からは全国公開の予定でございます。

(2) 県内誘客プロモーションについてでございます。アからエに記載のとおり、9月から10月にかけて、テレビ、ラジオで甌島地域及び本土地域の自然や食などについてPRを行ったところでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の関係で、県内からの誘客を重点的にプロモーションを行っているところでございます。

12ページを御覧ください。

イベントコンベンションについてでございます。記載のとおり、12月2日、グラウンドゴルフ大会が開催され、参加者は636人で101名の方が宿泊いただきました。

4、ふるさと納税についてであります。(1) 登録数は記載のとおりでございます。寄附額は11月30日現在で1万5,808件、2億4,921万2,000円で、前年度同月比の157%であります。資料には記載してございませんけれども、最新で12月14日現在の速報値でございますけれども、3億1,004万1,000円で、前年度同月比の152%となっております。このままの比率で推移いたしますと、今年度の寄附額は5億円程度となる見込みでございます。

5、新型コロナウイルス感染対策(1) WEB物産販売事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業者を支援するため、ECを活用した市内産品の販売促進を行うものでございます。

アといたしまして、インターネット通販「楽天市場」内で12月15日から来年の2月10日まで、WEB物産展を行います。

イ、EC販路開拓につきましては、市内のEC未参入事業者や商品の掘り起こしを行いまして、WEB物産展で販売するものでございます。

(2) プレミアム付商品券事業につきましては、1万円の商品券を5,000円で販売をいたしました。市内の全世帯が1セット購入できるようにしまして、販売実績といたしましては3万4,369セット、販売率は74.45%ございました。11月末現在の事業者様からの換金は記載のとおりであります。最新の12月10日現在では2億9,686万6,000円となっており、換金率は86.38%でございます。登録店舗数等につきましてはそこに記載のとおりでございます。あと、商品券の使用期限が12月31日までとなっておりますので、早めにお使いいただければと考えております。

○委員長(森満 晃) ただいま当局の説明がありました。これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。
以上で、観光・シティセールス課を終わります。

○観光・シティセールス課長（橋口 浩文）
一つ訂正をお願いしたいと思いますが、先ほど、
ドライブインシアターで、私、1台3,000円
と申し上げたようですが、3,500円でした。
（49ページの発言を訂正）

△スポーツ課の審査

○委員長（森満 晃）次は、スポーツ課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止
しておりました議案第244号を議題といたしま
す。

当局の補足説明を求めます。

○スポーツ課長（花木 隆）予算に関する説
明書の86ページをお開きください。

まず、歳出について御説明申し上げます。

全てが減額補正であり、入札などの執行残によ
る減額以外は全て新型コロナウイルス感染症感染
拡大防止のための減額によるものであります。

10款6項1目保健体育総務費、事項、スポー
ツ企画総務費は全て当課分で、補正額は2万
7,000円の減額であります。鹿児島県19市
社会体育主管課長会議の中止により、普通旅費等
を減額するものであります。

次に、事項、生涯スポーツ事業費の補正額は全
て当課分で、補正額は393万5,000円の減
額であります。主なものは、薩摩川内市スポーツ
推進委員の研修会などの中止により、委員等報酬、
費用弁償等を減額するもの及び、令和3年3月
14日に開催予定であった第20回川内川河口マ
ラソン・ウォーキング大会について、川内川を生
かしたスポーツ推進事業実行委員会での中止の決定
をしたため、当該事業補助金を減額するものであ
ります。

次に、事項、スポーツ振興事業費の補正額は全
て当課分で、補正額は4,181万6,000円の
減額であります。主なものは、スポーツ合宿団体

の減少により、トップアスリートによるスポーツ
教室の開催が減少したことによる報償費の減額、
東京オリンピックの延期に伴う聖火リレーの独自
盛り上げ施策の今年度中止による委託料などの減
額及び事前キャンプ受入れの今年度中止によるオ
リ・パラ招聘事業負担金の減額、ここで、予算に
関する説明書の87ページをお開きください。そ
れぞれの団体などが計画していた事業が中止とな
ったことにより、体育協会とスポーツ少年団の運
営補助金及びスポーツ振興補助金、スポーツコミ
ッション事業補助金を減額するものであります。

続きまして、10款6項2目体育施設費、事項、
総合運動公園管理費のうち、当課分の補正額は、
入札などの執行残による備品購入費42万
9,000円の減額であります。

次に、事項、スポーツ施設管理費の補正額は全
て当課分で、補正額は18万5,000円の減額
であります。主なものは、南九州ブロックB&G
地域海洋センター連絡協議会総会などの中止によ
り普通旅費などを減額するものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の36ページをお開きくだ
さい。

19款1項27目1節スポーツ振興基金繰入金
の補正額は500万円の減額であります。九州大
会や全国大会の中止による派遣助成の減少に伴い、
スポーツ振興基金繰入金を減額するものであります。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。
ここで、議案第244号の審査を一時中止しま
す。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を
行います。

当局に説明を求めます。

○スポーツ課長（花木 隆）商工観光部、産
業建設委員会資料の13ページをお開きください。
1のスポーツ合宿の状況についてであります。

9月から11月の主な合宿状況は資料のとおりであります。

なお、スポーツ合宿につきましては、4月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、受入れを自粛していましたが、6月から県内、県外と、段階的に再開しているところであります。受入れ前は、事前に感染状況によっては施設の閉館、合宿の中止がある可能性があることの下承を頂き、受入れ前直近2週間の検温などによる体調管理のお願い、施設の利用開始時には検温を行い、発熱症状等のある方には施設の利用を御遠慮いただき、合宿期間中は練習時以外のマスク着用、せきエチケットの徹底、消毒液での小まめな消毒、毎日の体温測定などの感染防止対策をお願いし、受け入れているところあります。

資料にはございませんが、12月の合宿状況としまして、昨日17日から30日までの14日間、本市スポーツ大使である眞鍋政義氏が球団オーナーを務める女子バレーV1リーグチームのヴィクトリーナ姫路チームが合宿中であります。

なお、20日と28日には、市内の児童・生徒を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、バレーボール教室を計画しているところあります。

2の令和2年度薩摩川内市社会体育功労者等表彰についての説明は省略いたしますので、各被表彰者の氏名等につきましては資料をお目通しくださるようお願いいたします。

最後になりますが、これも資料にはございませんが、3日前、12月15日、東京オリンピック組織委員会より、延期後の聖火リレーの新たなルート概要が公表され、これを受け、県実行委員会が鹿児島県の詳細ルートを公表いたしました。本市は、来年4月28日12時30分、国道3号、上川内駅前交差点を出発し、13時5分、電力会社入り口交差点横断歩道手前信号機下に到着する全長2,701メートルのルートであります。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながらではありますが、多くの市民の皆様方に夢と感動、大きな希望を抱いていただくために具体的な作業に着手していきたいと思っております。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。以上で、スポーツ課を終わります。

△国体推進課の審査

○委員長（森満 晃）次は、国体推進課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○国体推進課長（田中英人）予算に関する説明書の86ページをお開きください。

10款6項1目保健体育総務費の本課における補正額は、事項、国民体育大会事業費の補正額4億1,740万9,000円の減額であります。これは、本年度開催予定でありました第75回国民体育大会の本年開催が令和5年に延期になりましたので、本大会運営経費を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の31ページをお開きください。

16款2項8目県支出金、県補助金、教育費補助金、保健体育費補助金の補正額は2億円の減額であります。これは、先ほど歳出で御説明いたしました。第75回国民体育大会が本年開催されないことにより、県からの交付予定であった燃ゆる感動かごしま国体会場地市町村運営交付金を減額するものであります。

続きまして、38ページをお開きください。

21款5項4目雑入、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会負担金返納金2,534万4,000円あります。これは、国体本大会が本年開催されなかったことにより、市実行委員会予算執行残額を返納するものであります。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

以上で、議案第244号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○国体推進課長（田中英人）商工観光部産業建設委員会資料の14ページをお開きください。

本年10月に開催予定でありました燃ゆる感動かごしま国体につきましては、10月8日の日本スポーツ協会臨時理事会において令和5年のかごしま国体開催が承認・決定されたところであります。大会名称は特別国民体育大会となり、特別国民体育大会は昭和48年の沖縄若夏国体以来2例目であります。

なお、この特別国民体育大会会期については、今月10日の日本スポーツ協会国体委員会において、令和5年9月30日から10月10日の11日間の会期決定をなされる予定でございましたけれども、会期決定には至らず、今後、それに向けて調整をする旨、県から連絡を受けたところでございます。

今後、実施競技、競技会場、競技会会期等が決定する予定であります。決まりましたら直近の委員会で報告させていただきます。

○委員長（森満 晃）ただいま当局の説明が

ありましたが、これを含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

以上で、国体推進課を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（森満 晃）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の継続調査申出等

○委員長（森満 晃）ここで、閉会中の継続審査についてお諮りします。お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査を議長に申し出ることとし、また、現在のところ、予定はありませんが、閉会中に現地視察など、委員派遣を行う場合は、その手続を正副委員長に御一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（森満 晃）以上で、産業建設委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

陳情文書表

閉会中の継続調査について

受 理 番 号	陳情第 7 号 の 1	受 理 年 月 日	令 和 2 年 3 月 5 日
件 名	電源開発株式会社の「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業」計画に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市隈之城町 番地 新原 信行		
要 旨			
<p>本年11月25日、電源開発(株)は「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業」に関する「環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。「環境影響評価」の第3段階、「方法書」は第2段階)を公告した。</p> <p>本事業計画の対象事業実施区域及びその周辺(以下「事業実施区域」という。)は、西地区が阿久根市、出水市と本市境を東西に延びる紫尾林道沿、東地区が紫尾山の東・出水市、さつま町の市町境で、大部分が国有林及び私有林の水源涵養保安林である。</p> <p>このことから分かるように事業実施区域は、本市及び阿久根市、出水市、さつま町の水源となる森林である。本市においては、東郷町民5,116人のほぼ100%に給水している中津俣、本俣の浄水場、鳥丸簡易水道がこの事業実施区域を水源としている。また、西方、湯之元、湯田の簡易水道もこの紫尾山系を水源としている。</p> <p>そもそも本事業計画を遂行するためには、事業実施区域の保安林指定を解除してもらわなければならない。「森林法」によると、農林水産大臣が保安林の解除ができるのは、①その指定の理由が消滅したとき、②公益上の理由により必要が生じたとき、この2点のみである。そこで、「方法書」に対する「知事意見」は「風力発電施設等の配置等を検討する場合は、保安林を原則除外するように」と述べている。本事業がこのまま計画どおりに進むと3市1町の上水への影響のみならず、土砂流出・崩壊など多大な影響が危惧される。</p> <p>23年前(1997年)に起きた「鹿児島県北西部地震」は、3月—マグニチュード6.6、震度5強、5月—マグニチュード6.4、震度6弱と多大な被害をもたらした地震である。本事業実施区域の直下がこの地震の震源地である。この地震による斜面崩壊地が330か所以上に上るといふ、鹿児島大学自然災害研究会の「調査研究報告書」が残されている。また、本事業実施区域は日本でも有数の豪雨地帯で、林野庁「治山のしおり」の「72時間降水量の歴代10位記録(平成26年5月15日現在)」によると、「8位紫尾山1,113.6ミリメートル2006年7月」と記されている。この紫尾山系は、四万十地層帯の西端に当たり、頁岩、砂岩、花崗岩からなるもろい地質・地層である。この数年の異常な雨の降り方は、北九州地方、球磨地方における線状降水帯による集中豪雨など毎年のこととなり、異常ではなく通常の気象となった。</p> <p>さらに、この事業実施区域には、同区域とほぼ重なるように(株)ユーラスエナジーホールディングスが「(仮称)北薩風力発電事業」計画を進め、来年3月くらいまでには「準備書」を公告するのではないかと聞いている。この計画は、「方法書」段階で4,000キロワット級×25基という規模で、本事業計画と合計で西地区・</p> <p>58基、東地区・3基の計61基ということになる。この点について、「方法書」に対する経済産業大臣の「勧告」及び県知事の「意見書」において「他事業者が計画している風力発電施設との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと」と勧告及び意見を述べている。</p> <p>このような自然条件、他事業者計画との累積的な環境影響を考え合わせると、紫尾山系に本事業計画の風力発電を建設するのは無謀のように思われる。建ってしまった後では遅すぎる。想定外の気象現象が続く時代になっている。事業者による「環境影響評価」を待つまでもなく、薩摩川内市長として「紫尾山系の水源涵養保安林指定の解除は認められない」旨の意見を表明するよう、市議会として申し入れていただきたい。</p> <p>さらに、本事業実施区域を含む紫尾山系の自然を象徴する指標の一つに、森林生態系の頂点に位置する「クマタカ」の存在がある。日本野鳥の会によると、西地区に7～8つがい生息していることが確認されているという。クマタカは、国の「種の保存法」における国内指定種及び絶滅危惧(環境省:IB類、鹿児島県:I類)に指定された極めて貴重な保全すべき生物である。私たち住民に公開されている「準備書」には事業者が調査・確認したクマタカの生息・営巣地は図示されていない。しかし、県、市の行政当局に提出される「準備書」には、この生息地が図示されていると聞いている。私たち住民には「クマタカの営巣・生息地」と風力発電設備配置場所及び機材搬入ルートとの位置関係を確認することができない。この点について、市当局において影響を及ぼさない範囲に計画されているかどうか、確認していただきたい。</p> <p>この点に関しては、「方法書」に対する経済産業大臣の「勧告」及び鹿児島県知事の「意見書」においても、クマタカをはじめ、具体的に「サシバ(猛禽類)、ヤマネ、ウナギ、マナヅル、ナベヅル、アカハラダカ等、動物への影響を回避又は低減すること」と述べている。「このふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことが、私たちの責務であると考えています」これは、平成23年3月に改訂された「鹿児島県環境基本計画」における「はじめに」の県知事の言葉である。本事業が計画されている紫尾山系は、3市1町・北薩の宝である。本事業計画をこのまま進めるといふこと</p>			

は、この「鹿児島県環境基本計画」の精神にももとることになる。

以上、北薩の宝・紫尾山系の自然環境・水源を守り育て、次の世代に引き継いでいくために、以下の項目を国の関係機関、鹿児島県知事及び薩摩川内市長へ薩摩川内市議会の意見として申し入れるよう陳情する。

記

- 1 本事業計画は、事業実施区域を水源涵養保安林の指定から解除してもらわなければ成り立たない。「環境影響評価」以前の問題として、薩摩川内市議会の意見として「紫尾山系の水源涵養保安林指定の解除は認められない」という「意見書」を薩摩川内市長、鹿児島県知事、国の関係機関及び事業者に申し入れること。
- 2 風力発電設備配置場所及び機材搬入ルートが、市当局に提出された「準備書」に図示されている「クマタカの生息・営巣地」に影響を及ぼさない範囲に計画されているかどうか、市当局は確認していただきたい。もし影響を及ぼす範囲に計画されている場合は、影響を及ぼさない範囲に変更するよう薩摩川内市議会の意見として薩摩川内市長、鹿児島県知事、国の関係機関及び事業者に申し入れること。
- 3 本事業計画に対する住民の声を広く聴くために、県知事に開催権限がある『「準備書」に対する公聴会』を開催するよう、鹿児島県知事に申し入れること。

〔 1 について産業建設委員会
2 及び 3 について生活福祉委員会 〕

閉会中の継続調査について

産 業 建 設 委 員 会

(調査事項)

- 1 農林水産業振興について
- 2 6次産業化について
- 3 農業農村基盤整備について
- 4 商工業振興について
- 5 企業立地について
- 6 交通運輸について
- 7 港湾振興について
- 8 国際交流について
- 9 次世代エネルギー対策について
- 10 観光振興・シティセールスについて
- 11 スポーツ振興について
- 12 南九州西回り自動車道について
- 13 川内川改修について
- 14 甌島縦貫道について
- 15 地籍調査事業について
- 16 道路整備について
- 17 河川・港湾整備について
- 18 公園整備について
- 19 都市計画事業について
- 20 景観整備について
- 21 土地区画整理事業について
- 22 住宅政策について

(調査期限)

調査終了まで

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会産業建設委員会
委員長 森 満 晃